

**アルゼンチンにおける
官民パートナーシップ（PPP）
及び
インフラ市場動向（運輸・エネルギー分野）
に関する調査報告書**

**2017年12月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブエノスアイレス事務所**

目次

1. 前書き	4
2. インフラ部門（運輸・エネルギー）の最近の動向	2
2.1 はじめに	2
2.2 経済状況	3
2.3 インフラ市場の規模	5
2.4 公共インフラ開発総合計画	6
2.5 汚職のコスト	7
2.6 公共投資政策	7
2.7 戦略的計画	11
2.7.1 国家水計画	11
2.7.2 国家運輸計画	12
2.7.3 国家住宅・居住環境計画	12
2.7.4 国家エネルギー計画	12
2.7.5 国家教育計画	13
2.7.6 国家医療計画	14
2.8 中期計画	14
2.9 PPPプログラムの計画	15
2.10 インフラプロジェクト構想の状況	19
2.11 各州の状況	20
2.12 エネルギー	20
2.12.1 再生可能エネルギー源利用のための国家促進制度	20
2.12.2 RenovAr プログラム	21
2.12.3 税制上の優遇措置	22
2.12.4 保証システム	22
2.12.5 先物市場の規制緩和	23
2.12.6 入札ラウンドの結果	24
3. 法的観点	26
3.1 PPP契約序論	26
3.1.1 概念	26
3.1.2 特徴	27
3.1.3 基本要素	28
3.1.4 アルゼンチンにおける規則	28
3.2 アルゼンチンにおけるPPP契約	29

3.2.1	法律第 27,328 号による PPP 契約の概念.....	29
3.2.2	公共事業契約との主な違い.....	29
3.2.3	PPP ユニットの創設.....	30
3.2.4	法律の枠内で実施される事業.....	31
3.2.5	契約に参加できる主体.....	31
3.2.6	PPP 契約構築ガイドライン.....	32
3.2.7	PPP 契約における義務規定.....	34
3.2.8	PPP 契約の責任と期日前の早期終了.....	36
3.2.9	請負業者選定メカニズム.....	36
3.2.10	支払い - 資金調達 - 保証金の義務.....	38
3.2.11	事業実施の管理.....	39
3.2.12	リスクの分配と緩和.....	39
3.2.13	論争解決メカニズム.....	40
3.2.14	汚職対策規則.....	41
3.2.15	「道路回廊」プロジェクトの法的概要.....	42
3.2.16	PPP 契約の草案.....	43
4.	PPP 契約に関する外国における経緯.....	46
4.1	ペルー.....	46
4.2	チリ.....	49
5.	主要当事者.....	50
6.	結論.....	53

1. 前書き

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所は、官民パートナーシップ（以下、PPP）として知られる契約手法の定義や関連する法律、基準、規則の分析、業界の活動事情及び日本と日本企業のビジネスチャンスに繋がり得る情報を含む、アルゼンチンのインフラ部門（運輸とエネルギー分野中心）の動向に関する報告書を作成した。報告内容がより明確で理解可能になるよう、上記以外のいくつかの追加情報も盛り込まれている。

調査は、アルゼンチン政府の様々な組織や機関（財務省、金融省、PPP 副庁、運輸省）提供の公開情報や、各種政府系機関のインターネットサイトで公式情報を可能な限り入手して行われた。

当初の本調査に予定されていながら網羅できなかった点があった場合、それは信頼に足る情報や統計データの不足といった、現地の事情による制約があったためである。

これは、関連法とその施行細則が 2016 年 11 月と 2017 年 2 月にそれぞれ発効しているにもかかわらず、PPP 契約を通じたインフラプロジェクトの実施の日が浅いことによるものである。最初の大規模プロジェクト数件は 2017 年 9 月と 10 月にアルゼンチン政府により発表され、それに関する事前情報は 2017 年 12 月以降に公表された。これはつまり、本報告の対象である案件は未だ進展途上にあり、プログラムのキーポイントに関して、特にプロジェクトの資金調達と工事实施の際結ばれる契約モデルに関して、様々な疑義があるということである。

従って、2018 年度国家予算案に関しては財務省を通じ中央政府が発行した公開情報、ならびに金融省 PPP 副庁その他の中央政府省庁作成資料を参照するものとする。

以上のような理由から、アルゼンチン政府が懸案事項を明確にし、市場からの問い合わせや不安に応えていくにつれ、またプロジェクトの枠組みの中で行われる可能性のある法制や契約書類の改訂が行われていくにつれ、本調査で提供される情報に補足情報や最新情報が加えられる場合も多分にあり得る。

2. インフラ部門（運輸・エネルギー）の最近の動向

2.1 はじめに

マウリシオ・マクリ大統領は、PRO（Propuesta Republicana／大統領自身が 2010 年 6 月に設立した政党「共和国提案」）と急進党、市民連合-共和国平等党により結成された選挙連合体カンビエモス（Cambiamos／変えよう）の候補として大統領選挙決選投票に勝利し、2015 年 12 月 10 日に大統領に就任した。これに先立ち同氏は、ブエノスアイレス市長として 2007 年から 2011 年及び 2011 年から 2015 年の 2 期に渡り手腕を発揮している。どちらも総選挙と同時に行われた選挙での勝利であった。

また同氏の就任により、2007 年 12 月 10 日に大統領に就任し、その後再選され 2011 年から 2015 年の任期も務めたクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領の大統領任期が終了した。キルチネル夫人は、2003 年 5 月 25 日から 2007 年 12 月 10 日まで大統領職にあった夫ネストル・キルチネル氏から大統領職を引き継いでの就任だった。

ネストル・キルチネル氏は、フェルナンド・デ・ラ・ルア大統領の任期を突然終わらせるに至った 2001 年のアルゼンチン政治経済危機ののち、2002 年 1 月に国会により大統領に選ばれたエドゥアルド・ドゥアルデ氏が去ったあとで大統領に就任した。同氏は 1 アルゼンチンペソが 1 米ドルであった兌換性を終わらせた。

キルチネル夫妻による政権の 12 年間は、先進国からの明白な隔絶、経済の閉鎖、様々なタイプの保護主義的、制限的措置という痕跡を残した。そのため為替制限、増大する法的不安定、国外債権者やアルゼンチン政治経済の多くの部門との恒久的な紛争といったことが原因で、外国投資が最低水準にまで減少することになった。

また同 12 年間にインフラへの公共投資も危うくなり、多くの工事が透明性のあるプロセスや進捗の具体的な管理なしに、価格に関する一連の不正を伴いながら落札され、そのすべてが司法権力により現在も調査されている。最近 10 年間の中央政府の資本支出は GDP の 2%を超えていなかったとの指摘もある。

キルチネル政権で大きく問題視される措置の 1 つは、一連の重要な経済統計指標の専門的なフォローアップがなかったことにより国家統計センサス局は介入を受け、インフレの推移を示す卸売・小売価格指数、雇用や貧困の指数などを含むアルゼンチン経済の重要なデータや指数、統計の不正な操作が行われたのではないかと考えられている事だ。

こういった理由から、統計のシリーズを修正し均質化しようとする現政権の努力にもかかわらず、技術的な欠陥を有する可能性のあるデータも未だ存在する。

好循環がほとんどない中、アルゼンチンでこの 70 年間に繰り返し起きてきた主な問題は、低い国内総生産（GDP）成長率と高水準のインフレ率である。この状況は結果として、高い水準の貧困と極貧をより顕在化させており、2015 年 12 月に就任した新政権がこの状況を反転させようと努力中である。

2.2 経済状況

アルゼンチン経済は恒常的な不安定さ、高いインフレ率、繰り返し発生する経済金融危機、GDP の成長不足が特徴である。1984 年から 2016 年までの年平均 GDP 成長率は 2%をやや上回ったが、同時期中南米地域の年平均成長率はおよそ 3%、世界は 3.7%だった。この時期のアルゼンチンのインフレ率は図 1 に見られるように、世界水準が年平均 11%に対し 71%を示している。

図 1. アルゼンチンの GDP とインフレの比較推移

		アルゼンチン	中南米地域	世界
GDP	平均変動 1984~2016年	2.2%	3.0	3.7%
インフレ	平均変動 1984~2016年	71 %	79%	11%
投資	平均 1983~2016年	16.3 %	20.3%	
過去10年間、投資はGDPの2%を超えていない。				

出典：IMF（国際通貨基金／International Monetary Fund）
WEO（世界経済見通し／World Economic Outlook）、世界銀行

経済状況の不安定さは投資の変動においても見られる。1950 年から 1970 年までの間の投資額は平均して GDP の 20%前後を推移していたが、軍事政権の初期にはマルビーナス（フォークランド）紛争により大きく増加し、その後 2001 年の危機まで恒常的に減少した。かすかな回復の時期もあったが、2001 年危機以降の平均投資額の割合は年率 15%を下回っている。

アルゼンチンは直接外国投資を受け入れるには魅力的な国ではなかった。世界経済フォーラムの最新ランキング（図 2）では、アンケート調査を受けた 150 カ国中アルゼンチンは 92 位で、中南米地域の他の国々は明らかにアルゼンチンより良好な外国投資の結果と評価を得ている。このランキングでは、各国に行われた直接外国投資などが考慮されている。

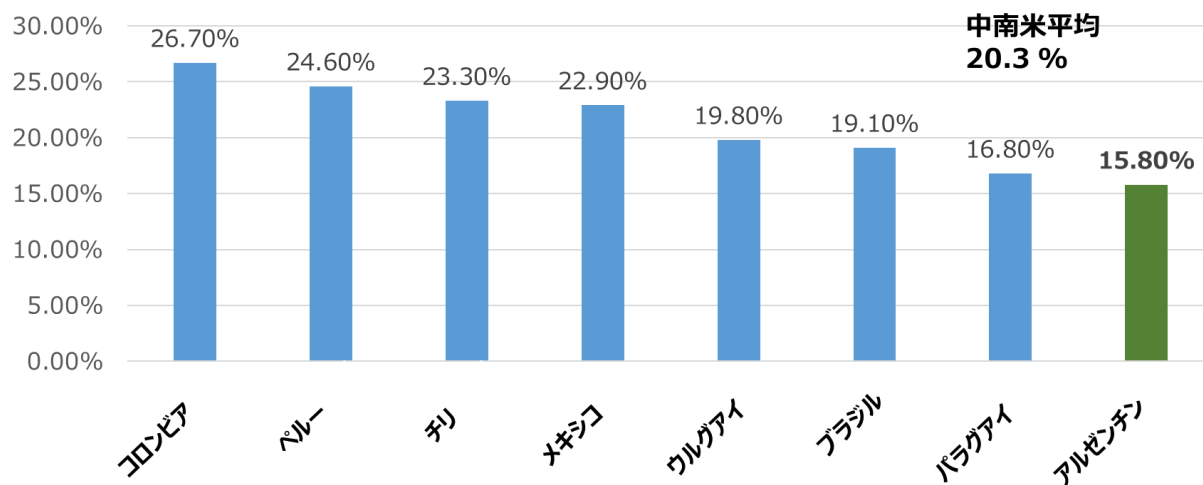
図2. 競争力に関する世界経済フォーラムランキング

国名	以前の地位	現在の地位	点数
スイス	1	1	5,86
アメリカ合衆国	3	2	5,85
シンガポール	2	3	5,71
オランダ	4	4	5,66
ドイツ	5	5	5,65
日本	8	9	5,49
中国	28	27	5,00
チリ	33	33	4,71
メキシコ	51	51	4,44
コロンビア	61	66	4,29
ペルー	67	72	4,22
ウルグアイ	73	76	4,15
ブラジル	81	80	4,14
アルゼンチン	104	92	3,95
パラグアイ	117	112	3,71

出典：世界経済フォーラム、2017/2018レポート

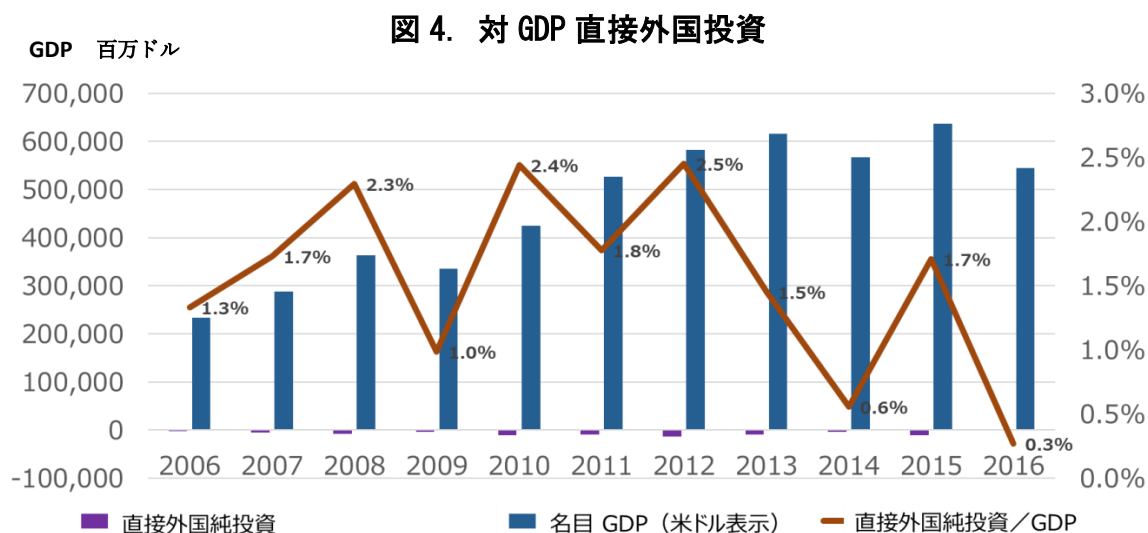
財務省が2018年度予算案を国会に提出した際に行った比較でも、これが証明されている。図3に見られるように、アルゼンチンに対する投資は中南米地域の他の国々を大きく下回っており、GDPの15%前後となっている。

図3. 対アルゼンチン直接外国投資と他国との比較



出典：財務省、国家統計センサス局及びIMF世界経済見通しに基づく。2017年4月。データは2015年のもの。

この状況は図4ではっきり示されている。2006年から2016年までの10年間のGDP 5,500億ドル¹から6,000億ドルに対し、直接外国投資純総額が非常に少なく、全体的にマイナス成長で、また平均70億ドルという非常に小さな投資規模であることがわかる。



出典：マクロビジョン・コンサルティング株式会社

続く図5では為替相場の公式予測、GDPデフレーター、消費者物価指数の推移を通じて計測された年間インフレ率予想の変化の詳細が示されている。これらの予想は国会に提出された2018年度政府予算案も含まれており、本調査の枠組み及び参考として役立つものである。

図5. 為替相場、GDPデフレーター、年間インフレ率変動の公式予想

年平均	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
名目為替相場 アルゼンチンペソ/米ドル	9.3	14.8	16.7	19.3	20.4	21.2	21.9
GDPデフレーター 年間変動 (%)	24.6	40.6	23.9	16.2	7.2	5.6	5.6
CPI年間変動 (%)	26.0	38.9	24.5	15.7	7.7	6.2	6.2

参照：GDP：国内総生産、CPI：消費者物価指数 出典：財務省

2.3 インフラ市場の規模

アルゼンチンのインフラ市場規模の測定は、財務省の予算関連数値から概算することができる。

2016年にはおよそ1兆2,000億アルゼンチンペソ、2017年には1兆6,000億アルゼンチンペソの投資が予想されていたが、どちらの数値も達成されたと見積もられている。

¹ 2017年12月末時点での換算レートによる。以下同。

2018年から2021年までの予想投資額の動向は、下記図6に示される。

図6. 2018年-2021年のGDP投資動向予測

	GDP	投資	投資/GDP %
2016年 百万アルゼンチンペソ (名目)	8,050,245	1,193,180	14.82
2017年 百万アルゼンチンペソ (名目)	10,282,182	1,610,923	15.67
実際の変動	3%	10.1%	
2018年 百万アルゼンチンペソ (名目)	12,363,404	2,110,380	17.07
実際の変動	3.50%	12.00%	
2019年 百万アルゼンチンペソ (名目)	13,719,882	2,493,010	18.17
実際の変動	3.50%	10.10%	
2020年 百万アルゼンチンペソ (名目)	14,989,530	2,844,938	18.98
実際の変動	3.50%	8.40%	
2021年 百万アルゼンチンペソ (名目)	16,381,191	3,216,217	19.63

出典：財務省

図のとおり、上記期間中の財務省予測は投資額が5,000億ドルを上回ると見ている。ここで強調すべきは、これらの数値はアルゼンチンの公式投資額であり、のちに詳述する他のプランは含まれず、特に予測期間の終盤においては、投資水準が予測数値の倍になるとの見通しもあるPPPプログラムへの民間拠出分も含んでいないことである。

2.4 公共インフラ開発総合計画

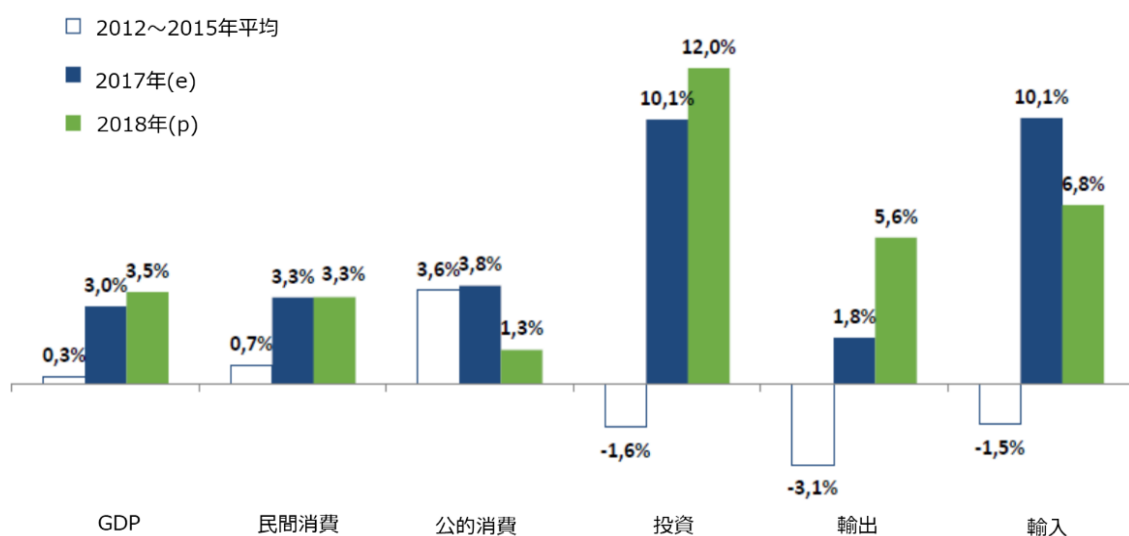
2018年度国家予算は、インフラ開発を主要目的の1つと定めている。予算書で詳述されている一連の予算政策は、他に貧困削減、雇用創出、全国生産合意の実施及び持続可能な人間開発を公式目的としている。長期間にわたる持続的な成長は、貧困を永久に根絶し、アルゼンチン国民すべての生活の質を向上させる道である。前述したように、アルゼンチンに対する投資は中南米地域で最も低い部類に入るため、発展のためには最近数年間の傾向を変えるような、長期間にわたる持続的な成長が必要である。

アルゼンチンが年率3.5%の成長率で25年間成長を続けたとしたら、25年後の国民1人当たりのGDPは倍増しているだろう。アルゼンチンはこの10年間にGDPに対する国民貯蓄比率が8ポイント下がったが（対GDP比国民貯蓄は2006年の21%から最近はおよそ13%になった）、公共部門の支出の増大がその下落の主な理由である。

2006年から2016年までの間に対GDP比投資率は4ポイント下がったが、国内貯蓄率はその2倍下落した。国内貯蓄のこの下落は2010年以降のアルゼンチンの経常収支がマイナスになっていることによるものだ。2006年から2015年までの間に公共支出は対GDP比で16ポイント増え、26%から42%になった。

2018年には、2017年予想の3%を上回る3.5%のGDP成長率が予想されている。総需要の構成要素として、民間消費の成長が続くこと（プラス3.3%）、投資が加速（プラス12%）し、対GDP比を17.1%に持っていくこと、貿易相手国のさらなる増加により輸出が一層増加すること（5.6%）、そして経済の一貫した成長（プラス3.5%）と積年の経済足止め状態ののちの輸入フローの正常化により輸入が増加すること（プラス6.8%）が期待される。これらの変動のまとめが次の図7に含まれている。

図7. 2017年～2018年 経済指標変動



出典：財務省

2.5 汚職のコスト

汚職と公共支出の透明性の欠如により、最近10年間の公共事業の実施において巨額の割増価格を払うことになった。2016年の道路1キロメートル当たりのコストと2012年から2015年までの平均の比較から、最近1年の新規工事では道路1キロメートル当たりの支出が70万ドル少なかったことがわかる。この割増価格がなければ、2012年から2015年までの道路工事だけで20億ドルが節約できたことになる。つまり、コストの差額がマクロ経済規模のものであり、2017年のGDPの0.4%に匹敵する。

2.6 公共投資政策

財務省が国会に提出した2018年度国家予算案の第2項目「公共政策の優先事項」は、次のような書き出しで始まる。

「公共投資は政府の優先政策の1つである。社会インフラ対策と生産能力拡大を通じた経済成長プロセスの持続性におけるその戦略的な役割は、発展の鍵となる公共政策の1つとなっている」

前述の予算案において公共投資政策は、社会政策に次ぐ第2位の重要性を占めている。

首相府は 1994 年の法律第 24,354 号により創設された**国家公共投資制度**（SNIP / Sistema nacional de inversión pública）の責任官庁となった。

考慮された公共投資の内容はインフラへの支出予算であり、公共企業、国営企業などの団体も含む国家行政の管轄や機関、さらに公共部門のサブセクターに該当する実質直接投資（工事や資本財の取得のため）向けのプロジェクトや勘定科目、資本移転、金融投資や金融アプリケーションが含まれる。さらに PPP 方式で民間部門が実施すると考えられるインフラプロジェクトも事前評価に含まれた。

公共投資のこの新たな政策の枠組みの中で、政府の戦略的目標との関係、機能別支出先、生産部門に与える反響、地方経済に与える影響を考慮したプロジェクト選定基準策定を目指すプロセスが始まった。

新たな公共投資政策の包括的ビジョンの結果、各管轄地域の計画の連携や金融機関との協力を容易かつ円滑にすることを目指すプロジェクトの概念形成や運営に必然的に変化をもたらすことになる。

法律第 24,354 号（公共投資法）に定められたことを履行するにあたり、担当機関などにより特定され評価されたプロジェクトを強化するための**国家公共投資プロジェクト銀行**（BAPIN / Banco Nacional de Proyectos de Inversión Pública）が設立された。これにより、検討中及び実施中の投資プロジェクトすべての系統的かつ最新の登録を通じ、公共事業支出がより透明性を保つようになる。国家公共投資プロジェクト銀行のおかげで、今や事業の選択と優先順位付けのための最新でタイミングの良い、有用な情報を集めると同時に中央レベル、地方レベルでの決断や、運営に役立つ国家プロジェクト銀行も設立できるようになった。

このようにして、特に資本移転を通じた資金調達によるプロジェクトの特定や、より正確な認知において進展があり、今後も計画性の向上や公共リソースのより効率的な使用に役立たせるためにも、この方向で進んでいくと思われる。

公共投資法発効後 20 年余りで初めて、すべてのプロジェクトが全体的なビジョンを持つ唯一の機関で分析されるようになった。これにより、様々な組織間でのシナジーや脆さを特定することができ、資源の配分を改善し、より良い中期的戦略計画を立てることができるようになるだろう。全管轄区域で合計 5,615 件、総額およそ 6,000 億アルゼンチンペソのプロジェクトが分析された。

並行して、国家公共投資プロジェクト銀行を補完し、これに組み入れる形で金融情報統合システム（eSIDIF）を始め、公共事業契約公共管理システム（CONTRAT. AR - 2016 年政令第 1,336 号）、資材購入公共管理システム（COMPR. AR - 2016 年政令第 1,030 号及び近代化省措置第 65 号）及びサービス契約公共管理システム（LOYS - 2016 年政令第 1,031 号）なども取り組まれている。

投資プロジェクトの選択は、各省庁により示された優先順位、実施中の事業の進捗状況、戦略目標への貢献度や、多国間融資機関や PPP のスキームを通じた資金調達の実現性を考慮して行われた。同時に戦略的プロジェクトの実施も考えられた。

公共投資の地域別計画に関して州や自治体の政府と協力するため、**戦略的プロジェクト特定・調整システム (SIPPE)** の枠組みの中で取り組みが行われてきた。このツールは、もともと地域別モデルや州プロジェクトのポートフォリオ作成プロセスの作業プラットフォームとして設計されたもので、そのアクセスは限定されていた。

2016 年以降、戦略的プロジェクト特定・調整システムは再編成され、全国レベルの現行の計画に焦点を当てた、より機能的なものになった。そのために自治体ポートフォリオの開発の可能性、組織間、計画間の連携が組み込まれ、プロジェクト管理といった機能性も組み込まれ、情報の可視化のため一般のアクセスも認められた。

この新たな公共投資管理の統合的ビジョンは、省庁自身が行うより効率の高い取り組みにより補完・補強され、公共資源の利用が大きく改善されている。これは入札コストの大幅削減に繋がっている。入札書類のインターネットでの無料公開でアクセスやコミュニケーションがしやすくなったため、入札プロセスに参加する企業が大幅に増加した。

公共資源の利用改善は、マクロ経済条件の恒常的改善の結果として、公共・民間部門の資金調達の可能性を最大にしている。これにより中・長期的な投資プロジェクトの資金調達手段も広がっている。この流れで、2016 年 11 月の PPP に関する法律第 27,328 号の制定以来、インフラ事業の強化ツールが補強された。

後で詳述するように、PPP 契約は民間部門が公共の資材やサービスに融資し、建設し、運用し維持する 1 つのツールであり、国は単独で、または民間部門と共に、サービス提供に対して長期に渡り資本投資や運用・維持コストの償却を行う。このツールは南米レベル、世界レベルで使われており、チリ、メキシコ、コロンビアやペルーの経験が注目されるが、これらの国々はこの数年間に PPP の有効な基準的枠組みを開発し、多額の投資を得ることに成功している。

アルゼンチンではインフラ投資のニーズは国が単独で賄える範囲を超えており、民間部門の貢献が不可欠となっている。法律第 27,328 号の実用のため、金融省内に PPP ユニットが 2017 年 2 月に創設された（2017 年 10 月に「PPP ユニット」から「PPP 副庁」に変更された）。

PPP プログラムは公共資源を最適化する新たな手段になっている。そのメリットの 1 つは、民間部門で国よりも効果的に緩和できるリスク回避の柔軟性を提供していることだ。さらに建設期間や建設コスト、インフラの運用・維持費用の削減に貢献するインセンティブのメカニズムを実現することができる。

入札の可能性が高いとされた現在のプロジェクトは、以下の4つの部門にある。

- (i) 進行中の11のプロジェクトがあるエネルギー・鉱業部門
- (ii) 分析中の13のプロジェクトがある輸送・通信・技術部門
- (iii) 検討中の17のプロジェクトがある上下水道・住宅部門
- (iv) 10のプロジェクトのある医療・司法・教育部門

このように、国家公共行政の2,100億アルゼンチンペソ余りの資本支出（図8を参照）は他の公共インフラ資金調達・実施手段に補完され、2018年には（公共企業、信託、PPPプロジェクト、調達業者への融資、規制市場への民間投資などを通じ）2,250億アルゼンチンペソに上ると予想されている。

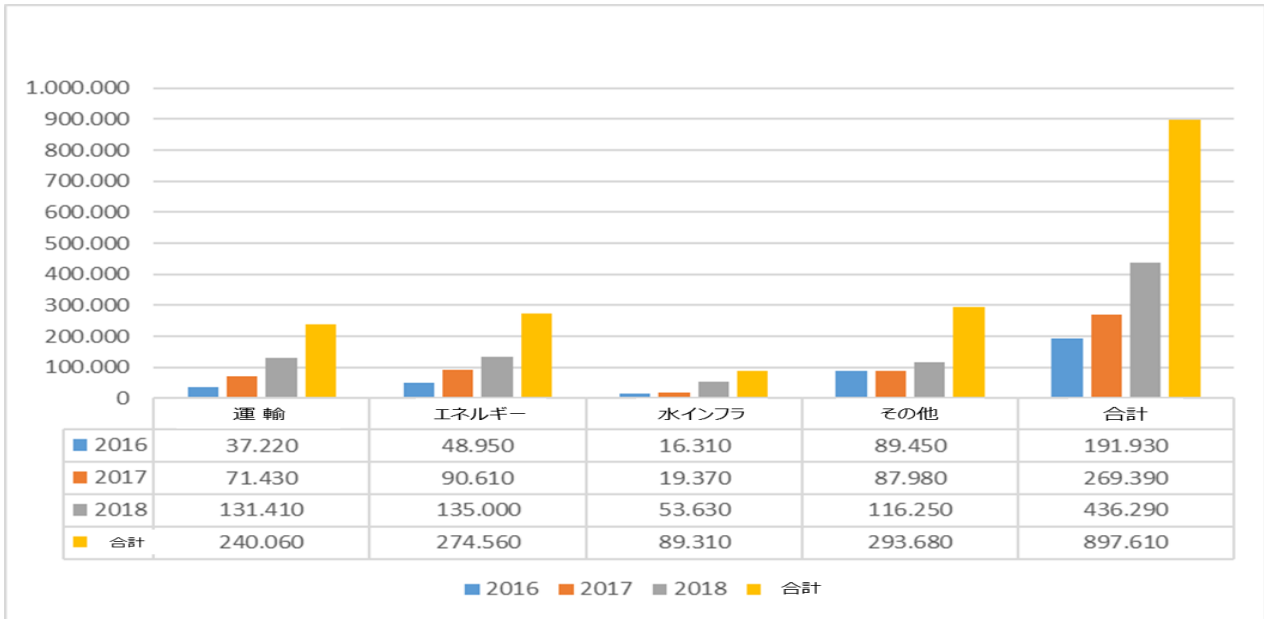
図8. 2017～2018年 国家公共行政資本支出

	2017年見込み (百万アルゼンチンペソ)	2018年予算 (百万アルゼンチンペソ)	2017年対 2018年比 (%)
資本支出	180,009	210,941	17.2%
GDPに占める割合 (%)	1.8%	1.7%	-0.1ポイント
運輸	52,771	56,488	7.0%
エネルギー	16,230	18,512	14.1%
教育	11,973	24,084	101.2%
住宅	30,235	33,269	10.0%
上下水道	16,796	19,751	17.6%
その他	24,956	33,218	33.1%
連邦連帯基金	27,048	25,618	-5.3%

出典：財務省 2018年国家予算案

図9に示されるように、2018年には公共インフラの総支出額は4,360億アルゼンチンペソになるとみられる。これはGDPの3.5%にあたり、2017年予想に比べ35%の増加となり、2004年から2015年の間の平均（GDPの2.6%）に比べても増加している。

図 9. 分野別インフラ投資の推移



出典：財務省国家予算案

2.7 戦略的計画

2018 年度国家予算案で考慮された、様々な国家計画は以下のとおり。

- 2.7.1 国家水計画
- 2.7.2 国家運輸計画
- 2.7.3 国家住宅・居住環境計画
- 2.7.4 国家エネルギー計画
- 2.7.5 国家教育計画
- 2.7.6 国家医療計画

上述戦略的計画の概要について

2.7.1 国家水計画

- 上下水道：国の都市部の上水道普及率を 100%に
- 都市部の住民 3,980 万人（2015 年）の上水道普及率を 87%に
- 全国の都市部の下水道普及率を 75%に（2015 年国勢調査によると 58%だった）
- 実施中の水事業は 280 件、実施済みの事業は 157 件
- 注目される事業：
 - リオ・ネグロ州サン・カルロス・デ・バリローチェ市の新設浄水場
 - ネウケン州ビジャ・ラ・アンゴストゥーラ市の浄水場
 - ブエノスアイレス州 14 郡 450 万住民向けマタンサ-リアチュエロ上水システム
- ベルグラノー計画：
 - コリエンテス州初の廃水処理場とサンティアゴ・デル・エステロ州下水道及び下水幹線渠

- 気候変動への適応
- サラード川治水事業第4区:
サンタ・フェ州サン・ロレンソ送水路。コルドバ州とサンタ・フェ州を結ぶサン・アントニオ運河修復工事
- 多目的工事
- 新規灌漑区域
- 新規11万ヘクタール向け灌漑工事

2.7.2 国家運輸計画

- 新規高速道路2,800キロメートルの建設
- 安全ルート4,000キロメートルの編入
- 新規高速道路242キロメートルはすでに完成
15,000キロメートル以上の道路に舗装工事や修復工事が行われ、うち3,521キロメートルが終了、11,433キロメートルが工事中
- 都市公共交通インフラ計画
- 貨物鉄道輸送計画
- 主要都市におけるメトロバス（バス専用レーン）システム
- 地域急行鉄道網
- サルミエント鉄道の地下化
- 350キロメートルの線路更新。すでに184キロメートルが終了
- 鉄道の電化、駅の改修、車両と新規機関車の購入
- 貨物鉄道輸送計画。ベルグラノー貨物鉄道1,500キロメートルの更新
- 商業航空路線計画。航空輸送倍増を目指す。
10カ所の空港で完了。7カ所の空港で工事中
- 港湾・船舶航行路計画
- 水上輸送インフラ及び能力増強事業
- チュブット州、ティエラ・デル・フエゴ州、コリエンテス州港湾工事

2.7.3 国家住宅・居住環境計画

- 住宅
州とPPPの協力。各州と共に66,463件の住宅を協調融資中。
2018年はさらに19,980件に融資が行われ、35,000件で融資が継続される見込み。
- 141,000万の潜在ユーザー向け住宅ローン「ProCrear」。
- 14,000件の住宅向けPPP協調融資
- 上下水道、自治体設備、仮占有住宅の所有権正常化及び改善

2.7.4 国家エネルギー計画

- 炭化水素輸送
 - 中央地域ガスパイプラインII
 - アンデス山脈ガスパイプライン

- 沿岸地域ガスパイプライン
- 幹線輸送ガスパイプラインとサンタ・フェ州、チャコ州、フォルモサ州、サルタ州向け高圧支線からなるアルゼンチン北西部ガスパイプライン
第1期及び第2期が工事中
- 再生可能エネルギー
 - 2017年には RenovAr プログラムラウンド1及びラウンド1.5の枠組みの中で、2,424メガワット(MW)の風力、太陽光、バイオマス、バイオガス、小規模水力発電のプロジェクト59件が落札。
 - 上記プログラムのラウンド2が開始され2017年11月末に入札が行われた。
 - PERMER(農村市場再生可能エネルギープロジェクト)が再稼働し、12,000件以上の住宅用システムが入札にかけられた。
これは再生可能電源で発電された電力エネルギーを農村地域に供給し、5万人以上の住民に恩恵をもたらす。
 - 大型利用者と民間発電業者との契約を容易にするため、再生可能エネルギーに関する市場を規定。
 - 上記取り組みにより、2025年までに電力消費量の20%相当を再生可能電源から供給すべき(現在は2%で2018年には8%に達すると予想されている)と定める法律第27,191号の目標達成が可能となる見込み。
 - 全体的に、原子力エネルギーと再生可能エネルギーの比率を増やし、供給網全体の効率を改善することで、第一次エネルギーマトリックスを現在の8,000万石油換算トン(Mtoe)から2030年には1億1,800万石油換算トン(Mtoe)に増加するという最終目標を目指す。
- 大規模工事
 - サンタ・クルス川流域の各ダムの新評価と改修が行われ、環境影響調査に関するデータが公聴会にかけられた。
 - 2カ所の新設原子力発電所：商業・金融契約の交渉が始まった。
- 炭化水素資源
 - アルゼンチン、サラード、コロラド、アウストラル、マルビナスと称される各海盆を中心としたオフショア採掘プログラムが開始した。

2.7.5 国家教育計画

- 就学前教育強化計画は、幼稚園の新規建設または改修を目指している。
これには2018年に60億6,300万アルゼンチンペソの資金投入が予定されており、3,140の教室分に相当する。
- 教育施設インフラアクションには小中学校の修理や改善を行う構想も含まれる。
およそ61億アルゼンチンペソの資金投入が予定されており、これに小規模改修で予定されているおよそ13億アルゼンチンペソが加わる。

- デジタル教育開発においては、就学前、初等、中等教育用の技術設備や機器の取得が考えられている。2018年度予算は幼稚園向け5,000台、小学校向け2,000台、中学校向け7,800台余りの電子端末の取得に21億7,500万アルゼンチンペソの資金を充てている。

2.7.6 国家医療計画

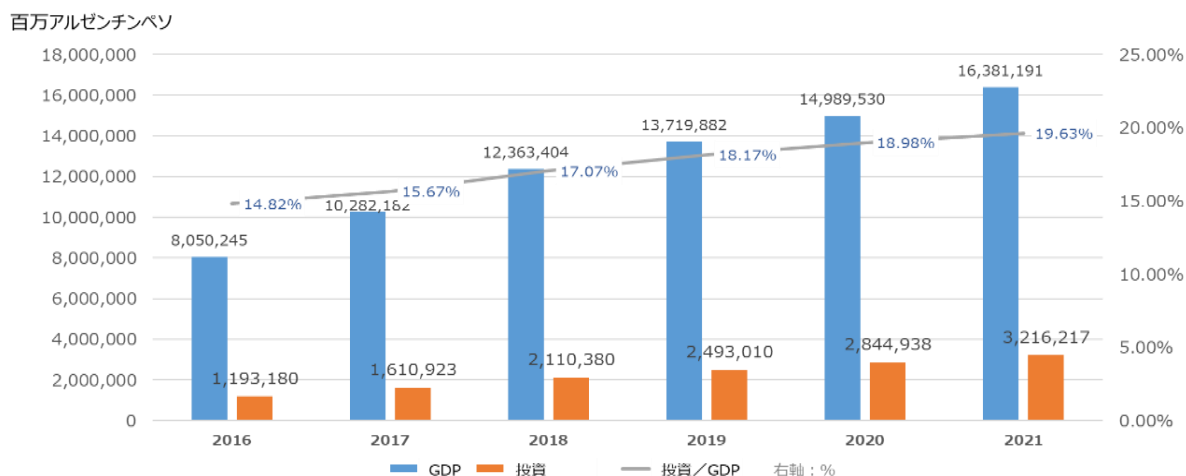
- 主要目的は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの枠内で公共の医療サービスの能力を強化することであり、最も脆弱な住民層に重点を置いた医療サービスの公平性、有効性と質の向上を目指している。
- この流れで、公共医療部門を支援するプログラム（PROSEPU II）はブエノスアイレス、ミシオネス、サルタ、フファイ、サンティアゴ・デル・エステロの各州の病院において複雑性の高いまたは重症患者の診察の改善または可能とするのが目的。
- 同様に、脆弱人口の慢性疾患予防プログラムは、肥満、高血圧、糖尿病といった疾患の早期発見と継続的管理において質の高いサービスを提供するため、プライマリ・ヘルスケア施設の設備改善にリソースを充てている。

図9に部門別、年別の数値が示されている。中央政府は2016年のインフラ事業に1,910億アルゼンチンペソを充当した。2017年の資金投入は2,690億アルゼンチンペソに上り、2018年は4,360億アルゼンチンペソが割り当てられるとみられる。2018年用の予算は国家公共行政資本支出2,100億アルゼンチンペソに公共企業、信託、PPPプログラム、調達業者からの融資と民間投資による2,250億アルゼンチンペソを加えたものである。

2.8 中期計画

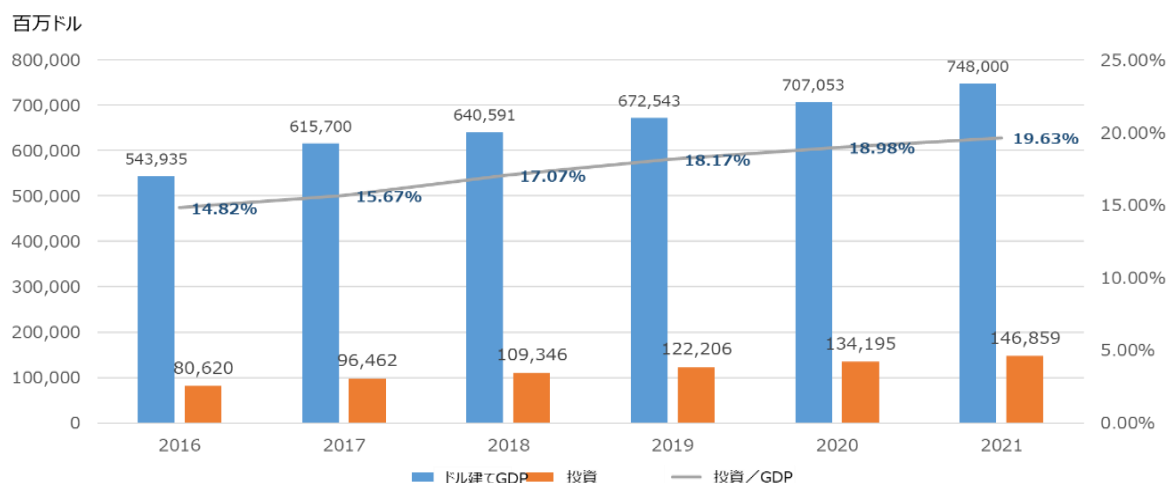
今後数年の予想は公共部門、民間部門ともに大規模投資が見積もられている。PPPでは、2018年以降に発生する第1期が確定したのち、およそ900億ドルの年間資金が投じられるとみられ、国レベルに加え州や市町村レベルの関連プロジェクトも加えて進展していく可能性がある。続く図10と図11で見られるように、2021年の予想投資額はGDPの19.63%に当たる1,500億ドルを越えるとみられる。

図 10. 2021 年までの PPP へのアルゼンチンペソ建て予想投資額



出典：財務省

図 11. 2021 年までの PPP へのドル建て予想投資額



出典：財務省

2.9 PPP プログラムの計画

本プログラムは今後 3 年半の間に総額 260 億ドルに上る 60 のプロジェクトの実施を予定している。この金額のうち 60%に当たるおよそ 160 億ドルは 2018 年中に入札される予定である。運輸省国家道路局が主に関与するプログラムの第 1 期は、2018 年 2 月末に応札締め切りを迎える。落札業者への工事委託は 2018 年 4 月中になる予定である。

図 13 に見られるように、プロジェクトはエネルギー・鉱業、輸送・通信・テクノロジー、上下水道・住宅及び司法・教育の事業を集めた 4 つの分野に分けられている。

図 12. 統治分野別 PPP プロジェクトの分類

	エネルギー・鉱業	運輸・通信・テクノロジー	上下水道・住宅	司法・教育
省庁	エネルギー・鉱山	運輸	内務・公共事業・住宅	
組織		道路建設局		
責任者	ファン・ホセ・アラングレン	ギジェルモ・ディエトリッチ	ロヘリオ・フリヘリオ	
投資額 2018～22年	2,866 百万ドル	15,936 百万ドル	5,400 百万ドル	1,628 百万ドル
総投資額	25,830 百万ドル			

出典：PPP 副庁のデータを基に BGR

前述の分野別に分類されたプロジェクトの当初の一覧を図 13 及び図 14 に示す。これらの図は入札が予定されている年（最下行）のプロジェクト継続期間（下から 2 番目の行）と四半期を表している。

図 13. PPP プロジェクト一覧（60 件、260 億ドルの投資見込み）

エネルギー・鉱業		運輸・通信・テクノロジー			教育・医療・司法	
エネルギー効率	送電	道路回廊	鉄道	港湾ロジスティクス	刑務所施設	病院
街灯のLED照明器具への交換	新規高電圧送電線の建設	道路回廊の設計、建設、拡張、改修、維持、経営、管理及び資金調達	既存区間の改善と新規ルートの建設	バナ川の橋梁プロジェクト及び輸送ロジスティクス改善プロジェクト	プエノアイルス州の刑務所施設の建設及び/または改修	プエノアイルス州とネウケン州の病院建設及び/または改修
全国	電線 3,000km以上	高速道路2,800km以上及び安全ルート4,000km以上	鉄道685km	2つの港湾及び新規プロジェクト2件（今後決定）	9,500カ所	病院面積170.00平方メートル
18カ月	33カ月	36～60カ月	48カ月	24～36カ月	36～48カ月	24～36カ月
2018年 第2四半期	2018年 第1四半期	2017年 第4四半期	2018年 第1四半期	2018年 第3四半期	2018年 第1四半期	2018年 第1四半期

出典：PPP 副庁

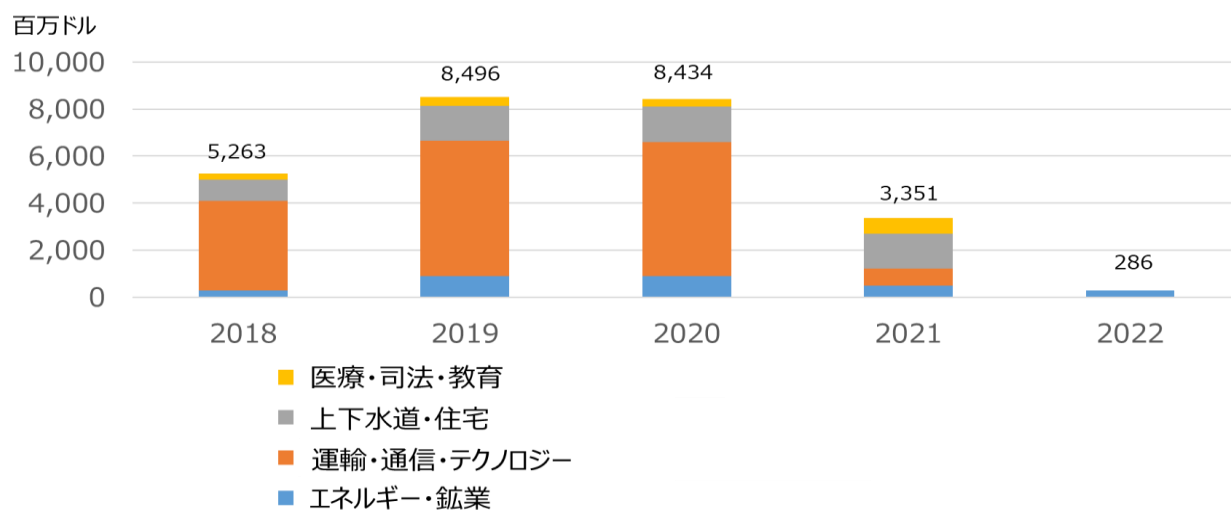
図 14. PPP プロジェクト一覧

上下水道・住宅						
送水路	下水道	飲料水用処理プラント	浄水プラント	汚泥処理	灌漑	住宅ソリューションズ
北部地下総水路及び北部送水路の建設	サン・シグル・デ・トクマン及び首都圏下水道システムの修復	サンタフェ市飲料水用処理プラントの拡張	大プエノアイルス都市圏及びグラン・ロサリオ浄水プラントの建設	排水処理プラントにおける発電	新規灌漑地域開発プログラム	住宅開発プログラム (ProDeVi)
受益者 260万人	受益者 100万人	受益者 52万人	受益者 200万人	受益者 50万人	106,000 ヘクタール	15,000戸
60カ月	36カ月	24カ月	24カ月	24カ月	24カ月	36～48カ月
2018年 第2四半期	2018年 第2四半期	2018年 第3四半期	2018年 第1四半期	2018年 第1四半期	2018年 第1四半期	2018年 第2四半期

出典：PPP 副庁

2018年から2022年までに投入される資金総額は、図15に見られるように、およそ260億ドルに上る。

図15. 2018年から2022年までのPPPプロジェクトへの投入資金



出典：PPP副庁のデータを基にBGR

本調査が終了した2017年12月末には、2018年中に入札プロセスを終了すべく、所轄機関がPPP副庁と入札プロセス開始に必要な実務作業全般を調整中であった。

最も進んでいるプロジェクトは、図16に示される通り運輸省内で管理されているもので、特に国家道路局関連のものである。

図16. 運輸省PPPプロジェクト

港湾・航行可能な水路	国道	貨物列車	都市の移動性	商業空港
ブエノスアイレス港新ターミナル	高速道路及び安全ルート	バカ・ムエルタへの国鉄	地域急行網	空港プロジェクト
ブエノスアイレス港港湾内ターミナルの入札	13の幹線道路へのPPP	ロカーバカ・ムエルタ間の鉄道の更新	オベリスコ中央駅の入札	2018年エセイサ国際空港 単一燃料プラントの入札
	2橋梁			
5億ドル	170億ドル	4億ドル	10億ドル	

出典：運輸省

当初の4年間に於いて民間部門が行うと国家道路局が見通している工事への投資金額は60億ドル。5年目以降15年目までに予定されている補足工事への投資金額は20億1,300万ドルで、アルゼンチン中央部及び北部の回廊部分を含む。これらの補足工事は、アルゼンチンの他地域（中央部と

北部)にある道路に関する国家道路局の、今後のプロジェクトとなる見込みである。しかし具体的なプロジェクトは、まだ定まっていない。

国家道路局により既に公表されているプロジェクトの入札文書の公開、応札受付、評価、落札企業との契約調印を含む日程は図 17 に詳しく示す。同局は PPP 契約のスキームの下で実施が模索されるとみられるプロジェクトそれぞれの期間の構成を想定した。これらのプロジェクト全体が連邦道路計画の枠組みの中で「道路回廊」と呼ばれ、以下の3つの大きな期間に分けられる。

- (i) 発注当局がウェブページを通じて必要な募集をかける入札要請
- (ii) 関心業者、関係者からの応札書類提出最終期限
- (iii) 工事の落札及び受益者との契約書調印

第1期は現在手続き中のもので以下の期限を想定している。

- (i) 2017年11月に契約書類とプロジェクト関連書類の公表
- (ii) 2018年2月に応札受付
- (iii) 2018年4月に事業落札

図 17. PPP 入札スケジュール

期間	公示	応札書類提出	契約調印
第1期 (I)	2017年11月	2018年2月	2018年4月
第2期 (II)	2018年2月	2018年5月	2018年7月
第3期 (III)	2018年6月	2018年9月	2018年11月

出典：国家道路局 - 同局はアラビア数字とローマ数字を区別なく使用している。

国家道路局の範囲内の事業と、それに関わる投資額は図 18 に概略される。

図 18. 国家道路局の PPP 事業と関連金額

当初4年間の工事に想定される投資	5年後から15年後の補完、再舗装、メンテナンス工事に想定される投資
125.72億ドル	41.72億ドル
合計	5.244 KM
高速道路	1,610 km
安全ルート	3,310 km
特殊道路	324 km
橋梁 - 第3期	パラナー・サンタ・フェ、 チャコー・コリエンデス
パルク高速道路	第3期
第1期	
60.35億ドル	20.23億ドル
高速道路：810 km、安全ルート：1,494 km、特殊道路 252 km、17本の橋梁	

出典：国家道路局

図 18 は中央政府が国家道路局を通じて、工事実施に参加する第三者から受け取ると期待される金額を考慮して作成されている。また、歴年ごとの連邦道路建設計画の枠組み内で、国家道路局が想定した 3 つの期間を合わせた内容である。最初の 4 年間に第三者から 125 億 7,200 万ドルの投資があり、さらに委託後最大 15 年目までに 41 億 7,200 万ドルが加わり、5,244 キロメートルの高速道路と安全ルートが整備されると期待される。第 1 期は最初の 4 年間の総投資額と、5 年後から 15 年後の総投資額のおよそ 50%を必要とするとみられる。

2.10 インフラプロジェクト構想の状況

すでに述べている通り、PPP 関連は日が浅く全ての構想は萌芽状態にあるが、運輸省とエネルギー・鉱業省により進められている案件は例外である。これについては別途取り上げる。

中央政府は 2017 年末に、2018 年 1 月 8 日、10 日及び 12 日にブエノスアイレス州、コルドバ州及びサンタ・フェ州の様々な都市における 6 件の情報提供公聴会の開催を公示した。それには全ての関係者や公共、民間、非政府系の組織が参加可能とみられる。

この公聴会の目的は、A 回廊、B 回廊、C 回廊、E 回廊、F 回廊及び南部回廊と名付けられた回廊の新たな高速道路や安全ルート網の建設を含む PPP プロジェクト第 1 期の進展について国民に報告することである。

図 19 では、国家道路局の PPP プロジェクトの期間や構成、工事で予定されている区間や回廊などが示されている。

図 19. 高速道路及び安全ルート - 回廊及び期間

PPP	国道の番号	KM	期間
A	3, 226	707	I
B	5	538	I
C	7, 33	877	I
D	8, 36, a-005, 158, 188	911	II
E	9, 11, 34, 193, A-008, A-012	390	I
F	9 AU – Rosario-Córdoba, 33	635	I
G	12, 16	780	II
H	34, 9, 66, 1 V 66	887	II
I	19, 34	664	II
南部	リチェリ高速道路、ホルヘ・ニューベリー通り、エセイサ-カニューエラス高速道路、3, 205	247	I
BB	3, 33, 229, 249, 252, 1V252, 1V3	299	II
CUYO	7, 20, 40	342	II
パルケ高速道路	パルケ高速道路	82	III
パラナー-サンタ・フェ	パラナー-サンタ・フェ 橋梁	30	III
チャコー-コリエンテス	チャコー-コリエンテス 橋梁	34	III

出典：国家道路局

2.11 各州の状況

現時点では、中央政府が全国の PPP 構想の指導的立場に立つだろうとみられている。多くの州やブエノスアイレス自治市が国の法律に沿うような法制を進めているか、独自の PPP 法の準備中であるとはいえ、PPP による契約モデルはプログラム自身の構造により、州レベルまたは市町村レベルで総体的に実施することはできないことを考慮すべきである。なぜなら委託契約に基づいているため、民間業者が参加を受け入れられるビジネススケールが必要であること。そして資金調達の下限は 3 億 5,000 万ドルであり、市町村や、場合によっては州でさえ、自身の事業として参入するには非常に高額になるからである。

このような状況を前に、いくつかの市役所では工事の「プール」化、つまり投資家にとって魅力的な共同事業のプログラムを提示し、合同で入札ができるよう協力体制にむけた話し合いを始めている。後述するブエノスアイレス州の多くの市町村における、街灯を LED 照明に交換するプログラムはこの戦略の一例である。エントレ・リオス州とサンタ・フェ州が統一航空ターミナルを建設し、コストを下げて航空会社を誘致しようとした合同プロジェクトも、1 つの例である。両州はすでに 50 年近く前からエルナンダリアス川底トンネルを合同運用しているが、公式日程によると 2018 年 9 月に行われるとみられるパラナ-サンタ・フェ橋の入札で、PPP の第 1 期を経験することになる。

2.12 エネルギー

エネルギー鉱業省が進めてきたプロジェクトは特別なケースである。一連の活動を PPP プログラムの実施と並行する形で、しかしプロセスの透明性と開放性に関しては似たような手法で行い、エネルギー部門の調整に関する成果をベースに民間へ働きかけてきた。

2.12.1 再生可能エネルギー源利用のための国家促進制度

2015 年 10 月 15 日公布の法律第 27,191 号は、再生可能エネルギー源利用のための国家促進制度を定めてきた 2007 年の法律第 26,190 号を改正したものである。2016 年 3 月 30 日の政令第 531/16 号により法律第 27,191 号が規定された。またエネルギー省決議第 281/17 号は金融先物取引を定義するものである。

法律第 27,191 号交付時、電力エネルギー生産に向けられた再生可能電力源の利用はアルゼンチンのエネルギー消費の 2%に過ぎなかった。法律第 27,191 号は 2017 年末の時点でエネルギー消費の 8%が再生可能エネルギー源によるものとすることを目指している。さらにその割合は、2025 年までには 20%まで増やさなければならないとしている。

再生可能エネルギー関連制度は、新規の発電所であれ、新規や中古の機器を使った既存発電所の拡張や増強であれ、アルゼンチン全域で再生可能エネルギー源の利用に由来した電力エネルギーへの投資促進を目指している。

2.12.2 RenovAr プログラム

政府は RenovAr プログラムを設計し、定期的な公開入札を定義した。この公開入札はエネルギー鉱業省の管轄で時折行われ、卸電力市場管理運営会社（CAMMESA）が入札者となり、電力エネルギー供給契約を通じて落札されたプロジェクトにより生み出されるエネルギーの供給を受けている。

前述の法律第 27,191 号は、アルゼンチン共和国のすべての電力エネルギー利用者は、年間消費量に対する再生可能エネルギー源による電力の比率目標達成に貢献しなければならないと定めている。同法は 300 キロワット以上の出力需要を持つ電力卸市場（MEM）の大口利用者と、公共配電サービス提供者または流通業者の顧客となる大型需要は、前項で示された目標を効果的かつ個別に満たさなければならないと定めている。

一方で 300 キロワット未満の出力需要が法律に定められた目標を満たすために、定められた比率と期限が達成されるような、再生可能エネルギー源による新たな電力エネルギー供給を電力卸市場に組み込むための手段を講じることが想定されている。

法律第 27,191 号が再生可能エネルギー源として認めているのは風力、太陽熱、太陽光、地熱、潮力、波力、海流、水力、バイオマス、最終処分場ガス、浄水場ガス、バイオガス、バイオ燃料、小規模水力発電である。

図 20. RenovAr プロジェクト 1 及び 1.5

技術	風力	太陽光	バイオマス	バイオガス	廃棄物埋立地のバイオガス	PAH*
レバールラウンド 1.5	53	54
レバールラウンド1	59	60	100	154		105
最大出力 (MW)	100	100	50	10	10	50
最小出力 (MW)	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5

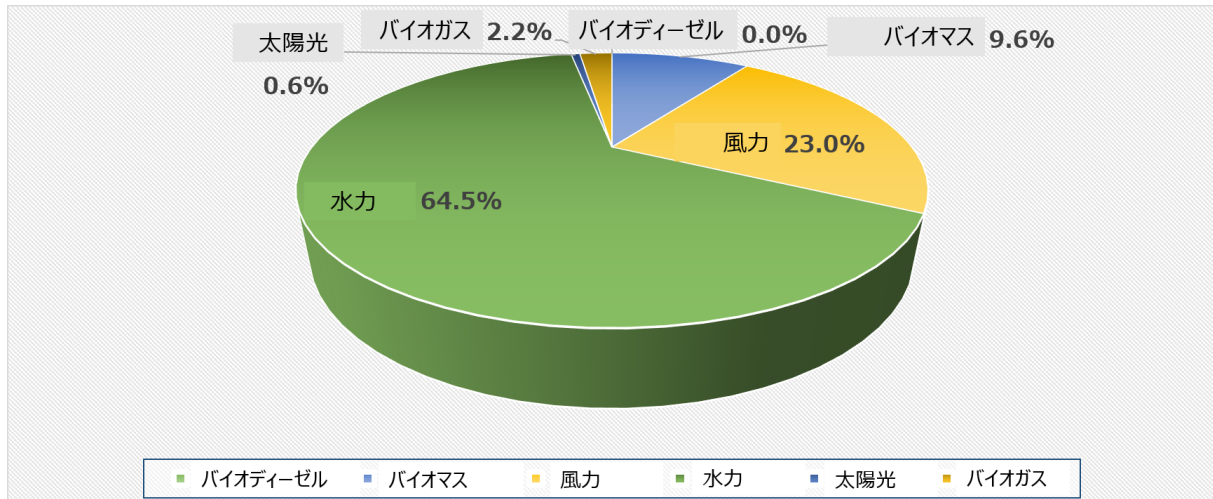
出典：卸電力市場管理会社 - *PAH：小規模水力発電のこと。

図 21. RenovAr ラウンド 2

技術	価格ドル/MW時	
	応札	
	最小	平均
風力	37.3	47.64
太陽光	40.44	48.67
バイオマス	92	107.07
バイオガス	150	157.97
廃棄物埋立地のバイオガス	128	129.18
小規模水力発電	89	97.28

出典：エネルギー鉱業省

図 22. 再生可能エネルギー源（2017 年 10 月時点）



出典：卸電力市場管理会社

図 22 は、現在発電されている再生可能エネルギーの構成を表している。卸電力市場管理会社提供の情報によると、現在は水力と風で大半を占めている。

2.12.3 税制上の優遇措置

プロジェクト展開における民間投資を促すために、法律第 27,191 号は一連のインセンティブや税制上の優遇措置を定めている。

- 付加価値税の事前還付
- 所得税における加速償却
- 利益による損失の相殺
- みなし最低所得税の免除
- 配当金分配税の免除
- 実施された事業の中の証明された国内調達分の 20%までの課税証明書
- 輸入税の減税

2.12.4 保証システム

法律第 27,191 号の枠組みの中で再生可能エネルギー開発基金（FODER）と呼ばれる公共信託基金が創設された。再生可能エネルギー開発基金は卸電力市場管理会社の先頭に立ち、再生可能エネルギー12 カ月分の購入が賄える資金を持つ「再生可能エネルギー開発基金保証口座」を通じて、調印された供給契約に従い、エネルギー支払いの義務を保証する。

RenovAr プログラム（ラウンド 1）の募集枠組みの中で提供される保証を改善するため、国は政令第 882/2016 号を発令した。それにより財務・公共金融省（現在は金融省が管轄）に、エネルギー鉱業省の勘定と命令により再生可能エネルギー発電所売却価格支払いの補償金とし

て最高 30 億ドルの国債を発行し、再生可能エネルギー開発基金に引き渡すことを許可した。

再生可能エネルギー開発基金は、政令第 882/2016 号で与えられた権限により、発電所の売買価格の支払いを保証し実行する義務を負うことになる。この政令は国に対し、供給契約における発電所やその資産の売却オプション権を認めている。従って落札企業が契約解除の原因となるような重大な不履行を犯した場合、国は発電所またはその資産の「買入れオプション」権の行使が可能となる。同様に発電所所有者は、規定された売却理由（4 カ月連続か 1 年のうち 6 カ月しかるべき時期と方法で支払いをしなかった場合、非交換性、接收、国または再生可能エネルギー開発基金により与えられた保証期限の終了が発生した場合など）のいずれかが発生した場合に、発電所の「売却オプション」権の行使が可能となる。

再生可能エネルギー開発基金は世界銀行の支援を得て、RenovAr プログラム（ラウンド 1）に従い、提案される再生可能エネルギープロジェクトの融資促進に貢献している。これは国際復興開発銀行（IBRD）から 2 億 5,000 万ドルずつ 2 期に分け、合計 5 億ドルが支払われる保証金を通じて行われる。

世界銀行は国際復興開発銀行の保証を通じて、発電所売却価格（場合によっては未払い状態の続いていた発電所の売却価格の残金）の支払いに必要な資金を再生可能開発基金に提供する国の義務を保証する。世界銀行の保証金全額は、1MW あたり 50 万ドルを上限とする契約電力をもとに名目的にプロジェクトに割り当てられ、保証金の維持コストは契約電力と申請された金額や期間をもとに各プロジェクトが負担するものとされる。世界銀行保証金は入札業者のオプションであり、入札業者は入札要項の一般条件書の規定に従い、自身のプロジェクトの経済的提案の中で保証金を受け取る選択をしなければならないものとされる。世界銀行保証金を受け取るためには、世界銀行の資格取得詳細基準を満たさなければならない。提案された保証金システムは、この類のプログラムにおいて重要な新しい発想であり、プログラムの成功に間違いなく貢献しているであろう。

2.12.5 先物市場の規制緩和

再生可能エネルギーにおけるもう 1 つの本質的な変化は、先物市場の規制緩和と関係がある。エネルギー庁決議第 281/17 号により、消費電力が 300 キロボルトを越える大口利用者が発電者との直接契約を通じてエネルギー獲得が可能になり、卸電力市場管理会社の介入を凌駕することになると思われる。該当する大口利用者はアルゼンチンの電力需要の 25% を占めている。部門別先物市場制度の承認によって踏み出された、再生可能エネルギー源利用の発電促進における新たな一歩は、調達業者と大口卸売利用者との契約を容易にするものとみられるが、電力市場の完全正常化のために必要な前例である。

政府との契約に入れなかったプロジェクトは民間業者と供給契約を交渉、締結することができ、新たな入札募集を待つ必要なしに投資を実現することができるようになる。現在、発電業者、販売業者や自家発電ソリューションなどとの供給契約といった新たなツールが存在する。

同決議第 281/17 号はさらに、2019 年 1 月の取引以降に大口利用者が該当する需用量のパーセンテージに応じて支払わなければならない売買管理料金に関しても規定している。

同様に、再生可能エネルギー源からの電力エネルギー発電業者、コジェネレーション業者、自家発電者の行動や販売業者、先物市場における契約、または自家発電により前述の目的を履行する選択をした大口利用者の行動も規制される。

この枠組みの中で「契約及びプロジェクトの情報」と「経済的な取引の実施」のための規則が定められる。決議はまた、再生可能エネルギープロジェクトへの投資を支援するためには「電力網の能力不足による閉塞状態のリスクを最小限にすること」は「不可欠」だと考えている。

2.12.6 入札ラウンドの結果

今までのところ、RenovAr プログラム枠内での入札は 3 つのラウンドで計画され、うち 2 つは 2016 年以内に、1 つは 2017 年以内に完了した。

ラウンド 1 では総出力 1,142MW の 29 プロジェクトが落札され、その加重平均価格は 1MWh(メガワット時)あたり 61.33 ドルだった。ラウンド 1.5 (厳密に言えばラウンド 1 の延長) では、総出力 1,281MW の 30 プロジェクトが追加落札され、その加重平均価格は 1MWh あたり 53.98 ドルだった。ラウンド 2 では、総出力 1,408.70MW の 66 プロジェクトが落札され、その加重平均価格は 1MWh あたり 53.29 ドルだった。底値は、風力発電技術については 1MWh あたり 37 ドル、太陽光発電については 1MWh あたり 40.4 ドルだったが、前ラウンドで応札された風力と太陽光の価格より 15%向上している。

ラウンド 2 の供給契約、再生可能エネルギー開発基金加入契約ともに、2018 年 5 月 15 日までに調印しなければならない。プロジェクト実施までの期間は 2 年で、3 つのラウンドで落札されたプロジェクトを実施するために必要な投資額は、およそ 40 億ドルから 60 億ドルになると見積もられている。

3 つのラウンドで落札された 3,832MW の出力のうち、2,139MW は風力プロジェクト、1,473MW は太陽光プロジェクト、残りがバイオマス、バイオガスと小水力発電のプロジェクトで、加重平均価格は 1MWh あたり 55.92 ドルである。

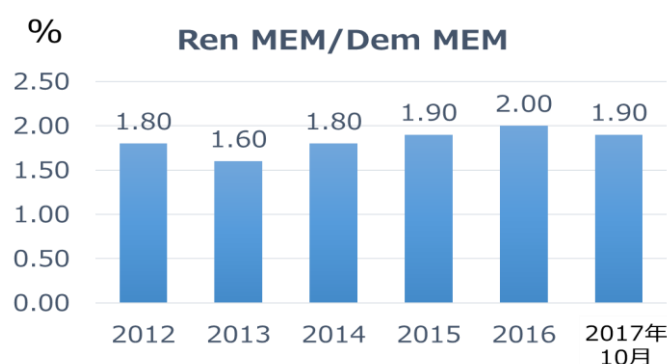
前述したように法律第 27,191 号公布時、再生可能エネルギー源の利用はアルゼンチンのエネ

ルギー消費量の 2%を賄うに過ぎなかった。同法は 2017 年末に消費量の 8%を再生可能エネルギー源から得ることを目指している。さらに 2025 年には 20%にまで高められなければならない。

しかし図 23 でわかるように、電力卸市場 (MEM) の需要 (Dem) に対する再生可能エネルギー源 (Ren) は 2017 年末時点で 2%をやや上回る程度とみられ、定められた予想値と達成された結果との間に明らかな差がある。

これは政府当局から大規模発電業者へのプレッシャーが大きくなるばかりでなく、この分野に投資をする可能性のある民間の新規業者へ、道を開くきっかけにもなる。

図 23. 卸電力市場 (MEM) の需要 (Dem) に対する再生可能エネルギー源 (Ren)



出典：卸電力市場管理会社

以上の状況により、PPP プロジェクトの一覧には今のところ、次のようなエネルギープロジェクトしか予定されていないことが注目される。

- 街灯の光源の交換

街灯の LED 光源への交換を通じたエネルギー効率の模索

規模：全国規模の計画

場所：ブエノスアイレス州の 9 市町村（アベジャネーダ、キルメス、ラヌス、ローマス・デ・サモラ、アルミランテ・ブラウン、ヘネラル・ロドリゲス、ピラール、サン・マルティン、ティグレ）で試験的实施

建設期間：1 年

入札予定日：未定

- 送電

新たな高電圧送電線の建設

内容：7 本の送電線と付随工事を 2 期に分けて敷設

規模：3,000 キロメートル以上

場所：全国規模で敷設

建設期間／入札予定日：未定

これら 2 つのプロジェクトの詳細がないにもかかわらず、PPP 副庁は 2018 年前半に延長およそ 800 キロメートルの新たな送電線網第 1 区の、入札の発表を計画しているようである。

3. 法的観点

3.1 PPP 契約序論

PPP 契約は、民間の融資を頼んで公共のプロジェクトを実現するために、世界中の政府がよく使うツールである。特定のプロジェクトに対しては、民間企業とのパートナーシップによって進めることがリスクの分配や金融的、運用的、技術的メリットの視点からも有効性が高いという想定で、この契約方法を用いることが各国政府に共通している。

PPP 制度は「公共部門と民間部門の参加による、様々な金融手段と法的規則を含む混合の枠組みである。この制度は公共と民間の資本で、公共のインフラ開発をすることを目的とする。（中略）この制度は 2 つの異なる手段、すなわち（一般的にいわれる公私合同企業の下で）特定のパートナーシップのタイプを作るか、または具体的なケースの権利、義務、リスクや出資金を決めた個別の契約を結ぶことを通して、制度化することができる」（バルビン／2015 年／43、44 ページ）

つまりは法律第 13,064 号（公共事業法）及び法律第 17,520 号（料金徴収による公共工事委託法）とその改正法、そして政令第 1023/2001 号（国家公共行政契約制度）とその改正令及び細則により、規制された契約に代わる手段となる。それゆえ PPP 制度下の契約は、これらの法制を直接的にも補足的にも類推的にも適用するものではなく、国家商法民法の第 765 条及び法律第 23,928 号第 7 条及び第 10 条と、その改正法を適用するものでもない。

3.1.1 概念

PPP 制度は「国との契約で想定されるリスクを最少化し（中略）、外見は ” 混合 ” だが国のパートナーに一定の保障が与えられた、私法の形をとったプロジェクトの具体化を目指し、公共契約制度の手続きを迅速化することも目的とする、共同体全体に対して共通の恩恵を（中略）生み出すプロジェクトへの民間参加」² と定義することができる。

また PPP 契約は「事業の実施やその融資、運営に公共、民間両部門が参画する、公共プロジェクトの官民の開発及び融資のテクニク」³ であると言われてきた。

PPP 契約はアングロサクソン系の制度であり、この分野で進んでいるのも同系の国々である。従ってイギリス、オーストラリア、カナダがこの種類の契約手法利用の成功例である。これ

² 「官民パートナーシップ (PPP) 契約、第 26/04/2017 号法、第 26/04/2017 号法及び第 2017-B、1024 号法に関する一般的な疑問」（ニコラス・ディアナ著）参照。

³ 「行政法講座」（ファン・カルロス・カッサーニエ）第 2 巻第 10 版、2011 年法改正 556 ページ。

らの国々ではアルゼンチンで現在提案されていることとは異なり、民間企業が公共事業開発で支配的な役割を果たしている。民間企業自体が実施するプロジェクトを提案し、その後、権限を委任する当局と直接契約を結ぶからである。

「PPP は一般に国が設計し、資金を調達し、支払い、運営し、民間企業は建設をするだけという古典的な公共事業契約制度に代わる制度である」と言われてきた。この PPP 契約方式では、民間企業は事業において建設だけでなく設計や融資、運営もできるため、より意義のある役割を持つ。そのためには、契約当事者である当局が大筋や見通しを定め、民間部門にインセンティブを生み出すことが重要である。

PPP 契約は集団の利害と個人の利害を満たすニーズのバランスをとり、共通の恩恵のあるプロジェクトへの投資や開発に民間企業を誘致することを目指している⁴。PPP 契約は変化する政治制度や法制度、国による不履行や事業の放棄をもたらす変動の多い、経済サイクル固有のリスクを軽減することを目的としている。

従って「PPP 制度は特定のプロジェクトで結びついた公共団体と民間パートナー間の、利害の共有に基づく安定した関係を通じ、公共・民間部門の行動戦略として存在する」⁵と考えられた。

3.1.2 特徴

PPP 契約の主な特徴は、公共事業のスキームを通じた契約に代わるメカニズムだということだ。同様に、より柔軟な契約形式であるという特徴も持ち、これにより民間企業と合同でプロジェクトの肉付けができ、民間企業がプロジェクト構築でより支配的な役割を持つことになる。また、公共当局との契約ならば必ず優先される公平性、競争性、透明性の原則は維持される。

PPP 契約は集団の利害と個人の利害を満足するニーズのバランスを取ろうとしており、共通の利益となるプロジェクトに投資や開発を行うところが民間部門にとっての魅力となる。

請負業者（そしてともに行動することになるとされる国営企業も広義で請負業者と呼ぶことにする）はプロジェクトの設計に参加することができ、その実現可能性について提言をすることができることになる。融資や、その後の建設や事業運営にも参加できるようになる。

PPP のもう 1 つの特徴は、プロジェクトを推し進める際、また投資資金の回収において投資家にとって何らかの魅力を生み出すために、完成した工事に関して恩恵を与えている点である。

例えば空港建設の場合、請負業者に対し一定の期間、空港の運営やメンテナンスの契約を提

⁴ <http://bankwatch.org/public-private-partnerships/casestudies> で公開された「超高値と買取引き受け。官民パートナーシップの隠されたコスト」

⁵ アルゼンチンエネルギー、石油・天然ガス、鉱業法典レビュー12「官民パートナーシップ制度：エネルギー関連の投資の概念、根拠と可能性」、2017年2月4月号 199-238 ページ、ヘロニモ・ラウ・アルベルディ著。

供することができる。発注当局と請負業者との間のパートナーシップ期間が、請負業者の行う投資額を償還するに足る期間になることを目指している。

PPP 契約では、発注当局が工事実施に関するリスクを民間企業と分け合うことができるという点も注目に値する。これにより、偶発的な事故発生の可能性を減らすことができるようになると思われている。

3.1.3 基本要素

PPP 契約が存在するためには、プロジェクトそれぞれの特徴は別にして、一般的には次の要素が備わっていなければならないと考えられる。

- a. 発注当局と民間企業との間の、契約関係の存在
- b. 実施されるプロジェクトの設計自体や、インフラの建設、融資、運用、メンテナンス、改修や管理において、共通の利害や公益を目的としていること
- c. 民間融資メカニズムの存在
- d. 発注当局から契約有効期間中に、民間団体に対し行われた支払い

これらが PPP 契約としてみなされるために、備わっていなければならない基本要素である。これとは別に、例えばリスクやプロジェクトの資本コストの分散、論争解決メカニズム、民間部門へのインセンティブといった他の要素もあり得る⁶。

3.1.4 アルゼンチンにおける規則

2016 年 11 月に PPP 契約法第 27,328 号（後段で説明）と、2017 年 2 月に法令第 118/17 号が承認された。しかし、これらはアルゼンチンで効力のあった唯一の PPP 契約関連法というわけではない。というのも同法承認と政令発令に先立ち、2000 年の政令第 1,299/00 号と 2005 年の政令第 967/05 号が発令されたが、適用されたことはなかった。

緊急大統領令第 1,299/00 号は、民間参加促進と経済、社会、医療、教育、法務インフラ開発の促進を目的とした、新たな全国制度を定めることを目的としていた⁷。それらの目的に対応する中で、民間部門のより積極的な参加を達成するため、一連の改革が行われた。とはいえ、この提案された制度のもとで何らかの事業が行われたかについては情報が無い。

PPP 国家制度政令第 967/2005 号は、リスクを共有し運営迅速化を改善するという考えで、インフラとサービスのプロジェクトを実施することを目的としていた。この政令には制度の大筋と契約の基本事項が盛り込まれていた。この制度下で何らかの事業が行われたかについても情報が無い。

⁶ 「官民パートナーシップ契約。新法案に関して」フアン・クルス・アッサーリ、ヒメナ・ベガ・オルモス、第 28/06/2016 号法、I-LALEY2016-D、784。

⁷ 緊急大統領令本文は www.infoleg.gob.ar/ ウェブサイトで閲覧可能。

これらの規則に基づき、また例えば関連するフランス法制のような外国法制に基づき、国会は2016年11月30日に法律第27,328号を承認した。2017年2月17日付で、政府は政令第118/17号を発令した。これが現在効力を有する法律であり、これに合わせて各州が州法を調整中である。同様に、実施されるプロジェクトもこの法律に合わせて準備、提示されている。

3.2 アルゼンチンにおける PPP 契約

法律第27,328号と政令第118/17号は、アルゼンチンの PPP 契約法制の枠組みの中で定められている。個別の各プロジェクトの法的枠組みも入札書類や契約書と同じように、プロジェクトそれぞれの契約書類により成り立つことになる。

続いて法制の最も重要な諸点について分析する。

3.2.1 法律第27,328号による PPP 契約の概念

法律第27,328号は、PPP 契約をどのように理解すべきかという定義から規定を始めている。第1条は PPP 契約を「国家公共部門を構成する組織や機関（中略）と民間または公共の主体との間で締結されたものであり、（中略）インフラ、住宅、活動やサービス、生産的投資、応用研究や技術革新の分野においてプロジェクトを展開することを目的とする」と定義している。

この法律で採用された定義は広い定義であり、多数のプロジェクトを包括し、工事の管理といったようなサービスの提供も PPP 契約下に置く可能性さえ含んでいる。

第1条は続いて、PPP 契約の目的は何かについても定めており、設計、建設、拡張、改善、維持、機器資材の供給、運用管理、資金調達活動も含んでいる。

請負業者が行える活動は広範で多岐にわたり、PPP 契約を通じて、公共事業契約で有効な形よりもさらに柔軟な形で、発注当局が請負業者と契約を締結できるようになっている。

最後に第1条は PPP 契約の中心となる点と、契約書作成時に発注当局が柔軟性を持つことができるという、公共事業とは大きく違う点について定めている。この点においては、契約書作成者が契約条件をプロジェクトの精神に合わせて調整できるため、この柔軟性は PPP 契約の大きなメリットの1つであると強調しておきたい。

3.2.2 公共事業契約との主な違い

PPP 契約は（国、州または市の）政府が一般的に重要なプロジェクトを実施するために、民間と契約を結ぶ古典的な公共事業契約とは大きく異なる。

主な違いは、PPP 契約法制により事業の実施方法、必要な融資、提供される保証や論争の解決メカニズムを選ぶにあたって、発注当局により多くの柔軟性が与えられている点にある。PPP

契約の枠組みの中では、発注当局は事業実施を監督する様々な方法を持つことになるが、契約の一方的な解釈、契約中止や契約条件の変更といった公共事業特有の特権は持たないと思われることが強調される。結果として請負業者は、公共事業契約実施の中で起きる変化に対して、より多くの保護を受けることになる。

融資と保証に関しては、法律第 27,328 号は様々な支払いと保証の方法を想定しており、これには税財源、ローンや歳入関連といった、公共事業契約ですでに考慮されている点も含まれている。それとは別に同法は、PPP 契約により派生した債券の支払いは保証金、信託の創設、さらには契約により新たに発生する権利の譲渡により保証することができると定めている。これらの変更は一方では支払いをより確実にし、もう一方では投資を保証する様々なツールがあるので、投資家にとっては魅力となる。

一例として、2017 年 11 月に国家道路局が公開したプロジェクトでは、国庫資金、軽油税や請負業者自身からの資金提供を通じて支払いが保証されている。

論争解決メカニズムに関していえば、公共事業法（法律第 13,064 号）は、司法権は延長不可能であり、行政訴訟に関しては連邦裁判所が管轄すると特に定めている。連邦裁判所は、過去に請負業者の利害を損ない、国の利害に有利な態度を示したことの多い司法裁判所である。

法律第 27,328 号は司法権延長の不可能性を克服するためのもので、PPP 契約から発生しうる紛争解決のため、両者に仲裁裁判所、果ては審査員や専門家までを選択する権利を与えている。仲裁は公平な紛争解決メカニズムとして知られ、投資家たちに安心感を与えてきたので、これは大きな進展だと考えられる。

結果として、アルゼンチンで実施される PPP プロジェクトは請負業者にとって有利なものとなり、事業実施により大きな柔軟性を持ち、融資や保証の広い選択肢があり、公共事業で想定されていたものより安全な紛争解決システムがあると理解できる。

3.2.3 PPP ユニットの創設

法律第 27,328 号は、PPP 契約やプロジェクトの各段階、それに該当する書類作成に関して発注当局に助言や運営的、技術的な支援を提供することを目的として、PPP ユニットと呼ばれる組織の創設を定めた（法律第 27,328 号第 28 条）。

プロジェクトの広報もこのユニットの担当（法律第 27,328 号第 29 条）で、ウェブサイト <https://www.minfinanzas.gob.ar/uppp/index.php> でその任を果たしている。

このユニットは現在金融省傘下にあり、政令第 936/2017 号第 22 条による改正で、副庁格にある。

政令第 118/17 号は、法律第 27, 328 号の枠内で行われる入札は全て、PPP ユニットのウェブサイト上で公開されなければならないと想定している（第 12 条第 8 項）。また、プロジェクトが PPP 契約として認められるためには、発注当局が公益として証明するために従うべきガイドラインを PPP ユニットが定めなければならないと想定している。PPP ユニットは、プロジェクトや契約に適用しうるプロセスの文書を、どのように作成するかについての助言を与えることもできるとされる（第 13 条第 1 項から第 8 項）。

このようにして PPP ユニットは「道路回廊」と呼ばれる最初の PPP 契約プロジェクトの要約の準備や、公表された法律文書（一般条件書、技術仕様書、特記条件書）の作成、ロードショーの実施による国際的な事業プロモーションにおいて重要な役割を果たした。

結果として PPP ユニットの役割は、プロジェクトの基本的な書類の作成やビジネスチャンスの創造にとって重要となる。PPP ユニットが「道路回廊」プロジェクトにおいて説明のため、また応札者獲得のための様々な書類を作成した「契約構造要約」と呼ばれる書類があるなど、主導的な役割を果たしているのは、その良い一例である。

3.2.4 法律の枠内で実施される事業

法律第 27, 328 号は、この契約スキームの下で実施しうる幅広い範囲の事業を想定している。その実践のために、第 1 条第 2 項は「実施されるプロジェクトは設計、建設、拡張、改修、維持、機械資材の供給、経営管理、資金調達とする」と想定している。

これらの活動は「インフラ、住宅、活動とサービス、生産的投資、応用研究や技術革新」の分野で実施されることを目指しているとされる。

提案されるプロジェクトのいずれも、それが国庫の資金でだけで賄われていれば PPP 契約の下で実施することはできない。請負業者の経済的参加という、この制度の目的自体に違反する恐れがあるためである。

PPP 契約に関して中央政府のとってきた方向は、この制度を使っている国々が追い求めているものとかかなり似ている。大筋では、政府は規模や実施のための即時予算の不足により、公共事業法を通じてでは実現できない公益プロジェクトを実施するために PPP 契約を使うことを考えている。

3.2.5 契約に参加できる主体

法律第 27, 328 号も政令第 118/17 号も、誰が PPP 契約の実施に参加できるかを契約一般書及び個別書で決めることとした。

それとは別に法律第 27, 328 号は、応札者の参加に影響を与える可能性のある、入札プロセス

参加者に対する一定の制限を以下のように第 23 条に定めている。

- (i) 国と契約を結ぶ資格に欠けている者
- (ii) プロジェクト実施において助言をしたことがある者
- (iii) 公務員と関係がある者
- (iv) 破産手続き中または破産状態にある者
- (v) 入札前の 3 年間に国の政府との契約を不履行にしたことがある者
- (vi) 入札前の 2 年間に環境保護に関する制裁を受けたことがある者
- (vii) 国に対して税の滞納がある者
- (viii) 司法告訴されている者

法律第 27, 328 号は応札者の資格と、公務員や公共の職員との介入や関係に厳密に関連する汚職対策（第 24 条）も想定している。

応札者はまた、世界銀行、米州開発銀行（IDB）や経済開発協力機構（OECD）から排除された主体は、いかなる入札にも参加できないことを念頭に入れておかなければならない。

事業の落札者もまた（プロジェクトごとの特記条件書で詳しく決められる）特定の法的伝達手段を設けなければならないことも考慮に入れなければならないだろうが、それは PPP 契約の責任を果たすためであれば、会社組織、金融信託、別のパートナースキームであっても良いとされる（法律第 27, 328 号第 7 条）。

「道路回廊」を通じて 2018 年 1 月行われる入札の中で中央政府は、落札される入札ごとに落札業者が PPP 請負株式会社を設立することを求めるとみられる。

発注当局に関しては、以下がなり得る。

- (i) 国の企業や機関
- (ii) 州
- (iii) ブエノスアイレス自治市
- (iv) 市町村

これらの機関は請負業者としても参加することができるとされる（法律第 27, 328 号第 3 条）。請負業者として行動する場合は、入札プロセスへの参加も含めて、あらゆる応札者に対して適用される法制に従わなければならないとされる（政令第 118/17 号）。

「道路回廊」の場合、発注当局は国家道路局を通じた運輸省となる。

3.2.6 PPP 契約構築ガイドライン

応札者は入札文書を分析する際、公益のために重要な幾つかの原則があることを考慮しなければならない。特に応札者は、発注当局の以下の点に考慮しなければならないとみられる。

- (i) 満たすべき利害や監督管理メカニズム
- (ii) 事業対象者の利害と権利
- (iii) (いかなる延長も含む) 合計持続期間最長 35 年を尊重すること
- (iv) 経済効率の評価、約束された投資、融資
- (v) 新規雇用の創出
- (vi) アルゼンチンの中小企業の参加促進
- (vii) 環境の保護とケアの促進を監視

同様に、落札者選択のための募集開始前に発注当局は、以下の点を発表しなければならないとされる（法律第 27, 328 号第 13 条）。

- (i) 求められる公益
- (ii) PPP 契約のスキームを通じた契約の実現可能性
- (iii) 契約の税制的影響
- (iv) プロジェクトの資金的、予算的見積り
- (v) 必要な場合はパブリックフローがあるかどうか
- (vi) 雇用創出へのプロジェクトの影響
- (vii) プロジェクトの環境への影響を分析する見解

プロジェクトが特殊な技術仕様を持っていたり複雑だったりした場合、発注当局も PPP ユニットも、応札希望者との意見交換の実施を招くことができる。応札者となる可能性のある者がこれに参加しても、後に応札から排除される恐れのある助言とはみなされないものとされる（法律第 27, 328 号第 14 条）。

「道路回廊」プロジェクトの枠組みの中で、公共部門と民間部門の相互作用に基づく PPP 契約を通じた契約が証明され、道路インフラ改善に必要な資本の動員に成功し、(i) 資格のある応札者の参加と (ii) 融資の多様化が強化された。

契約の一般的なガイドラインは以下の点に集中している。

- (i) 建設費の支払いを請負業者に対する事業の運営維持費支払いから分離する
- (ii) 債券を発行して入札された事業の建設と改修の資金調達リスクを緩和する
- (iii) 落札者にプロジェクト管理を認めることでプロジェクトの効率的な運用を奨励する
- (iv) プロジェクトの信用リスクのプロフィールを強化する
- (v) 償却されない投資による支払い額計算の自動約款を含む、PPP 契約の前倒し失効リスクを緩和する

この一連の「道路回廊」プロジェクトにおいて中央政府は、一般条件書の中のこれらの問題を「道路回廊」プロジェクトの枠組みの中で重要視している。特に、落札した応札者は、応札する際に考慮すべき点は最低国産比率（同条件書第 9 条によるとプロジェクトに使用される財およびサービスの 33%は国産でなくてはならない）を守らなければならないことは強

調すべきである。同様に、プロジェクト実施に必要な消費材や資材の調達におけるアルゼンチン中小企業の振興も尊重しなければならないとある。

3.2.7 PPP 契約における義務規定

それぞれの PPP 契約（とプロジェクトに該当する入札書類）は、それぞれ独自の条件を持つことになるとはいえ、法律第 27,328 号には発注当局が必ず考慮すべき一定の想定が含まれている。

第 1：PPP 契約は、契約の有効期限、それが更新可能かどうか、そしてその期限を延長する権限があるとすれば誰がその権限を有するのかを必ず盛り込まなければならない（第 9 条第 a 項）。

第 2：PPP 契約は発注当局と請負業者のリスク分配を想定し、どちらが負うかを明記しなければならないとされる。一方で臨時コストを最少化するために、特定されたリスクを予防または軽減する方法を定めなければならないとされる（第 9 条第 b 項）。

第 3：PPP 契約は事業の期間、技術スペックと目的を考慮し、プロジェクト参加当事者それぞれの義務を明確に決めなければならないとされる（第 9 条第 c 項）。

第 4：PPP 契約は発注当局またはそのために指名された当局の管理メカニズムを定めなければならないとされる。監査権限の中で、制裁権限、その適用手続きと実行方法を明記しなければならないとされる（第 9 条第 d 項）。

第 5：PPP 契約はインフラに適用可能な技術要件、品質標準と、これらの標準の計測と達成管理の方法を決めるものとされる（第 9 条第 e 項）。

第 6：PPP 契約はプロジェクトで選択された資金調達法に従い、発注当局、利用者または再三者が請負業者に対して行う支払いの方法がどのようなものになるかを明示しなければならないとされる。PPP 契約はプロジェクトの経済的規範を定めるものとされる（第 9 条第 f 項）。

第 7：PPP 契約は発注当局が約束された出資金を有効化する方法を含むものとされる。PPP 契約はそれらの用途を説明しなければならないとされる（第 9 条第 g 項）。

第 8：PPP 契約はプロジェクトを一方的に変更する発注当局の権限を詳細に説明しなければならないものとし、それはプロジェクトの 20%を越えてはならないとされる。変更を有効にするには、変更分について請負業者に補償しなければならないとされる（第 9 条第 i 項）。

第 9：PPP 契約は最低収入の保証と契約履行の保証を含む、応札者の必要条件を定めなければならないとされる（第 9 条第 k 項及び第 l 項）。

第 10：PPP 契約は名義、利用、委託、享受を含む、プロジェクト中に利用または建設される

動産及び不動産の、その後についての詳細説明を盛り込むものとされる（第9条第o項）。

第11：PPP契約は契約終了の理由を想定しなければならないものとし、最低でも（i）目的の達成（ii）期間の満了（iii）双方の合意（iv）当事者のどちらかの過失（v）公益理由であるとされる。PPP契約は他にも終了理由を想定することができるものとされる（第9条第p項）。

第12：法律第27,328号はPPP契約から新たに発生する融資の保証としての譲渡または譲与を認めている（第9条第q項）。これらの権限はPPP契約で想定され、その実施方法が明示されなければならないとされる（第9条第q項）。

第13：PPP契約は、請負業者のいずれかが事業を放棄する場合のために、プロジェクト実施のために設立された会社の持ち株の譲渡手続きに入る要件及び条件を定めなければならないとされる（第9条第r項）。この意味において、PPP契約には請負業者が自身の契約上の立場を譲渡する権限が含まれなければならないとされ、これによりプロジェクト実施のためPPP契約で想定された法的伝達手段に変更が生じることになる（第9条第t項）。契約上の立場の譲渡は、事業の20%が実施された後にのみ生じるものとされる（第9条第t項）。

第14：当事者はプロジェクト実施期間を中断する権限を有するとされる。プロジェクト中断の方法はPPP契約で想定されていなければならないとされ、どのように再開するかも想定されていなければならないものとされる（第9条第s項）。

第15：PPP契約には請負業者が下請けに出す必要条件、及び下請け業者の作業により当事者それぞれが負うことになる責任が盛り込まれていなければならないとされる（第9条第u項）。

第16：PPP契約は技術的、解釈上または資産的な問題解決のためのメカニズムを明示するものとされるが、それは後に詳述するように、紛争裁定委員会でも良いとされる（第9条第w項）。

第17：PPP契約は前述の裁定委員会のために管轄を拡張することに当事者が合意した場合は、仲裁条項を定めなければならないものとされる（第9条第x項）。

「道路回廊」プロジェクトでは、PPPユニットと発注当局がすでに、これらの入札の枠内で調印される契約の一般的な構造を表明している。

調印される契約に盛り込まれる主な条項の中には、以下の項目がある。

- (i) 主要事業、付随事業、自発事業の特定
- (ii) 達成ごとの証明方法と該当する支払い

- (iii) 落札者が実施する事業により受け取ることになる対価の詳細
- (iv) 落札者により提供される主なサービス、それらのサービスの目的及び期間
- (v) アベイラビリティ及び利用によるサービスへの支払い
- (vi) 落札者に課せられ得る制裁または罰金
- (vii) 契約履行保証金設定の義務
- (viii) 15年となる契約期間、行政の判断により1年延長可能
- (ix) リスクの分配と契約の経済的・金融的同等化
- (x) PPP契約失効による支払い

3.2.8 PPP契約の責任と期日前の早期終了

法律第 27, 328 号は PPP 契約の期日前終了が、いつ発生するかを明確に定めていない。契約終了方法や、当事者が期日前に契約解消する権限を持つかどうかを規定するのは PPP 契約となる。

発注当局が公共事業法の無条件の期日前終了の権限を持たないことを応札者が考慮することは重要であるが、公益を理由として PPP 契約を期日前に終了することはでき、その場合は大統領令により宣言されなければならないとされる（政令第 118/17 号第 12 条）。

法律第 27, 328 号は（公益による終了の場合であっても）PPP 契約の期日前終了に対しては、各入札書類で定められた見積もりに応じた補償金全額を請負業者に支払わなければならないとして、応札者に一定の保証を提供しており、その額は未償却投資額を下回ってはならないとされる。この支払いは発注当局が、資産の有効な支配権を獲得する前に行われなければならないものとされる（同法第 10 条参照）。

「道路回廊」プロジェクトは、期日前終了が起きた場合に未償還分の投資額の支払いを認めることで、期日前終了のリスクを緩和することを原則としている。

3.2.9 請負業者選定メカニズム

法律第 27, 328 号は（公共または民間の）、請負業者の選定メカニズムは、国内または国際の入札または競争入札とすると定めている。つまり、直接契約といった別の種類の契約が認められている公共事業との違いの 1 つがこれである。

この状況では、入札書類で要求される条件を満たせばいかなる応札者も入札に参加できるようにする透明性、公平性のある選定プロセスを行う必要があるだろう。直接契約が明確に禁止されているため、民間企業と選定方式を結びつけることが PPP 契約法の課題の 1 つである（政令第 118/17 号第 12 条第 3 項）。そのため、プロジェクトを提案する個人との直接契約を認める可能性はなく、請負業者の選定は競争入札を通じて行われることが必要であろう。

入札方法に関しては、政令第 118/17 号は入札が単期でも複数期でも良いと定めている（第 12

条第 2 項)。複数期は、対象や契約期間延長が複雑なプロジェクトでは必須となる。

入札は国内入札のみ、または国際入札のみにすることもできるとされる。国内入札では国内に住所を持つ者や、アルゼンチン法の規則の下で然るべく登録された本社または支社を持つ者だけが参加できるとされる。国際入札では前述の者に加えて、外国に事業の本社を持ちアルゼンチンに登録された支社を持たない者が参加できるとされる。ただし外国企業が PPP 契約の落札業者となった場合、この企業はその契約の調印のために公共商業登記署で支社を登録しなければならないとされる（第 12 条第 2 項）。

入札それぞれの特記条件書は一般の閲覧が可能なものとされ、応札者になる見込みのある者それぞれが該当すると思われる説明を求めることができるとされる（第 12 条第 8, 9, 11, 12 項）。この文書は入札の実施方法、応札提出日、応札開封日、落札者選定基準を決めるものとされる。落札は、このために結成される評価委員会の提言を受けた上で、公益にとって最も都合の良い応札を行った応札者に対し、発注当局の自由裁量で行われるものとされる（第 12 条第 35 項）。

評価委員会の判断に対しても発注当局の落札決定に対しても、残りの応札者は異議申し立てを行うことができる（第 12 条第 32 項）。

応札者は入札プロセスに参加するために、一定の保証金を提示しなければならないものとされる。この保証金は応札の維持、融資組成の完了、契約履行の保証とされる。契約履行の保証金は入札の目的に応じて、建設保証または利用保証であっても良いとされる（政令第 12 条第 38 項）。

保証金は現金、公債、担保、銀行保証、優良企業の抵当保険の預け入れであって良いとされる（第 12 条第 39 項）。政令は、銀行保証や抵当保険が国内機関のものでなければならないかどうかについては特定していない。アルゼンチンと何の接触もない外国応札者が銀行保証や抵当保険を入手することが困難になるとみられるため、この点は重要である。要求される保証金の種類と型は、それぞれの条件書で決められるものとされる。

応札維持保証金は、選ばれなかった応札者には 10 日以内に返還されるものとされ（第 12 条第 40 項）、落札した応札者には PPP 契約調印後に返却されるものとされる（第 12 条第 40 項）。契約履行保証金は PPP 契約履行後に返還されるものとされる。

ここで再び PPP 契約プロジェクトの枠組みにおける入札システムが、どのように機能するかについての具体的な例として「道路回廊」プロジェクトの一般条件書を取り上げる。

この入札文書は (i) 応札者の法的技術的条件と経済的金融的条件が評価される予備審査である第 1 段階 (ii) 予備審査に合格した応札者だけが参加でき、プロジェクト実施の経済的提

案が分析される第 2 段階で構成される複数段階入札を定めている（一般条件書第 18.1 条及び第 19.1 条）。

発注当局は契約の全体構造を決めており、その中では経済グループ企業や持株会社が満たしても良いとされる、予備審査プロセスにおける応札者プレゼンテーション用の一定の共通技術条件が想定されている。

これらのプロジェクトの融資組成の完了は PPP 契約調印日より 6 ヶ月以内に行われなければならないとされるが、3 カ月ずつ 2 回、延長することができる。この完了に至るには、引き受けた融資上の約束に応じられるだけの資金があることを具体的に証明する十分な書類を提出する必要があるとされる。

3.2.10 支払い - 資金調達 - 保証金の義務

発注当局は、プロジェクト実施による対価の支払いを主要な義務として持つ。この義務は発注当局により直接支払われるか、個人か応札者の戦略的パートナーから融資を受けて保証されることができるものとされる。

この状況を前に法律第 27,328 号は、支払いも保証も以下に関するものに適用されると想定している。

- (i) 租税資源、資産、資金またはあらゆる類の信用または公共収入の割当て、譲渡
- (ii) 引き受けた金銭的義務の支払い用に国の資金を信託財産に振り替え、アルゼンチンの法律により受託者として行動することを認められた金融機関を受託者とした、信託の設定または手持ち資金の利用
- (iii) 国内外の企業の担保、保証、保障の授与
- (iv) 返済を保証するために請負業者に譲渡された公共または民間の所有の資産の経営権

国は特定の発注当局を通じて、請負業者に対する経営権の譲渡や外国の資本市場における債券の発行により、支払いを保証する傾向を現在強めている。

「道路回廊」プロジェクトの場合、最初の要求で実行可能で、PPP 契約調印後に返還される応札維持保証金の提示が応札者に求められるとされる。落札者は期限を守ることを保証するために、融資組成の完了の保証金を提示することも求められる。発注当局は (i) 主要事業と付随事業 (ii) 運営維持サービスに関して、様々なプロジェクト実施保証金を要求するものとされる。

資金調達に関しては、事業実施債券の支払いは無条件で譲渡可能な投資による支払い証券の引き渡しを通じて行われ、その支払いは取り消し不能で、特定の日に始まるものと想定されている。証券は支払い遅延による利子の支払いも考慮するものとされる。支払い証券の発行者は、信託者としての国により設定される信託であるものとし、のちに決められる金融機関

は受託者としての性格を持ち、落札者は受益者となる。

信託は軽油税と通行税に該当する資金と、国からの一定の臨時拠出金が積み立てられるものとされる。

3.2.11 事業実施の管理

法律第 27,328 号は国が事業とプロジェクトに関し、委譲できない監査権と警察権を持つものとするとしている。そのために国は発注当局を通じて、誰がその監査権の監視責任を負うのかを決めるものとする（第 21 条）。

発注当局の監査権限は、プロジェクトの正常な実施と落札者の商業的、工業的情報の機密性に影響することなく、査察と管理の広範な権限を含むとされる（第 21 条）。

政令第 118/17 号は、実施される事業を規制する外部監査役が存在し得ると定めているが、それは正しい実施を管理することを目的として、PPP ユニットの事前の合意を得た上で発注当局により指名されるものとされる（政令第 118/17 号第 21 条第 1 項）。

外部監査役は（i）技術的な適切さ（ii）独立性と公平性（iii）類似プロジェクトの管理における国内外の裏付けのある経歴（iv）業務を行い、責任を負うための経済的、金融的能力の証明といった一定の条件を満たさなければならないとされる（政令第 118/17 号第 21 条第 2 項）。

外部技術監査役の選定に関しては、発注当局は資格を有するコンサルタントのリストを作成するものとされる。応札者は、それぞれこのリストから 5 人の候補者を選ぶものとされる。最後に発注当局が、落札者となる応札者のリストの技術監査役を選ぶものとされる（政令第 118/17 号第 21 条第 6 項）。

PPP 契約は技術監査役の作業に派生するコストを、どのように賄うか定めるものとされる。一方で発注当局も自身でコストを負担して、プロジェクトのフォローのために適切な第三者を雇用することができるものとされる（政令第 118/17 号第 21 条第 6 項）。

3.2.12 リスクの分配と緩和

応札者となる可能性のある者に関してより重要と思われる問題は、PPP 契約プロジェクトの枠組みの中でのリスク分配の決め方である。自身の責任となるリスクをどう予防または緩和するかについて、応札者がその提案の中で考慮しなければならないからである。

前に示したように法律第 27,328 号も政令第 118/17 号も、PPP 契約にこのテーマについての想定が盛り込まれていなければならないとしている。これは PPP 契約必須の条項であり、入札要項の特記条件書で事前に決められているものとされる。

「道路回廊」の場合、次のようなリスク分散が想定されている

a. 発注当局のリスク

- (i) 落札者の着任までの（賠償金の接收と支払いを含む）所有地管理リスク
- (ii) プロジェクトにより発生する社会的影響による社会的リスク
- (iii) 対価支払いのための流動性リスク
- (iv) 不可抗力によるリスク
- (v) 経済、金融状況に影響し得る政治リスク
- (vi) 資金の可処分性によるリスク
- (vii) 通貨変動によるリスク

b. 落札者のリスク

- (i) 価格の保持
- (ii) 環境的、社会的管理
- (iii) サービスインフラの変動または変更のリスク
- (iv) 執行されるべきプロジェクトの設計
- (v) 超過コストや日程遅延のリスク
- (vi) 事業を終了し通行を再開させるリスク
- (vii) 事業の遂行リスク
- (viii) 資源と消費財のリスク
- (ix) 通行予想リスク
- (x) 収入不十分のリスク
- (xi) 通貨変動によるリスク
- (xii) 不可抗力によるリスク
- (xiii) インフレリスク
- (xiv) 規制及び税制の変更におけるリスク

3.2.13 論争解決メカニズム

法律第 27,328 号は当事者間で発生し得るあらゆる紛争解決の際、当事者が論争解決の代替メカニズムを選択することができると想定している。民間企業、特に外国人投資家にとっては、政府の影響の及ぶ可能性のあるアルゼンチン司法裁判所よりも仲裁裁判所のほうが公平となるであろうことから、これは大きな進展と思われる。

特に法律第 27,328 号第 25 条は PPP 契約だけでなく、条件書においても仲裁条項を盛り込む権限を発注当局が持つことを想定している。その権限は広い。発注当局は条件書の解釈においても応札者の異議申し立てにおいても、発生する可能性のある論争を仲裁人の判断に委ねることを取り決められるからである。

この想定は非常に都合が良いと思われる。そして応札を決定した場合には、著名な国際機関

のルールのもと、3人の仲裁人で構成された仲裁裁判所を選択するのが最も適切だと考えられる。仲裁における使用言語や仲裁裁判所の所在地を決めるのは、PPP 契約の当事者やプロジェクト、残りの応札者を分析してからのことになるとみられる。

この法律は発注当局に事前に政府の認可を申請した上で、仲裁裁判所所在地としてアルゼンチン以外の場所を選ぶ権限を与えていることが注目される。

法律第 27,328 号はその第 9 条第 w 項で、専門家委員会または紛争裁定委員会として知られる契約関連の論争解決システムを採用することができるかと想定している。この委員会は一般的に 3 人のメンバー（エンジニア 2 人と弁護士 1 人）で構成されるが、技術的、資産的、解釈上の論争を早期に解決する。

この紛争裁定委員会による紛争解決は前に述べられたような問題にのみ限定されるが、その後選択された管轄裁判所による裁定全体の再審理が可能とされる。この紛争裁定委員会の利点は、仲裁のような費用のかかる裁判を始める必要なしに、そして事業が中断されることなしに、論争発生後直ちに解決できるということである。

紛争裁定委員会はさらに、問題を迅速に解決し、当事者がプロジェクトを継続することができるという特徴を持つ。紛争裁定委員会は一般的に PPP 契約実施当初に設立され、その進捗状況が定期的に報告されるため、委員会メンバーは事情に通じている。

紛争裁定委員会は当事者にとって拘束力のない裁定を下すが、定められた期限内に当事者が異議申し立てをしなければ、拘束力を持つとみなすことができる。単なる提言ではあるが、その提言を遵守する関係当事者の信念は非常に固い。

「道路回廊」プロジェクトの場合、条件書関連のすべての案件は連邦行政裁判所で解決されると想定されている。

- (i) 公益を理由とした PPP 契約失効が原因で発生した
- (ii) 技術的、解釈上、資産的な性質を持たない
- (iii) 紛争裁定委員会の提言に対する異議申し立て

以上の論争は、仲裁によって解決されるものとされる。適用可能な規則は著名な国際ルールとされる。仲裁裁判所の所在地はアルゼンチン国内でも、他の国際管轄内でも良いとされる。

紛争裁定委員会は技術的、解釈上、資産的な性格を持つ論争の解決のための委員会が考慮されることになる。この委員会は特別ルールに基づき行動するものとされる。

3.2.14 汚職対策規則

法律第 27,328 号第 24 条には汚職対策規則が定められている。この規則は契約に透明性を持たせ、PPP 契約が発注当局に与える柔軟性を制約するために役立つことを目的としている。特

に入札のあらゆる段階で、応札者が公務員や公共の職員に対して犯す恐れのあるあらゆる違法行為を防ぐことを目的としている。第 24 条には背任行為だけでなく、入札で応札者が恩恵を受けるような行為や怠慢の罪も、処罰に値する行為として含まれている。

このような処罰に値する行為が起きた場合に、それを解明しなければならないのは司法裁判所となるとみられる。仲裁裁判所は、当事者により選ばれた場合でも、公務員を処罰する十分な権限はないと思われるからであるが、入札プロセスの応札者を排除する権限は有する。

3.2.15 「道路回廊」プロジェクトの法的概要

「道路回廊」プロジェクトの「契約構造に関する概要」と呼ばれる PPP ユニット作成の文書は、プロジェクトが落札されたのちに締結される、最初の契約の一般的なガイドラインを含んでいる⁸。

- ①概要はまず、プロジェクトの実施を可能にする多くの応札者と融資を獲得して運輸インフラを改善することを目指すとし「道路回廊」で遵守されるべき目的を定めている。
- ②概要は民間企業との契約で遵守すべき構造を想定している。その中には、建設の対価を維持管理の対価から分離することも含まれている。同様に、請負業者の義務事項それぞれのリスク緩和の必要性、請負業者による全対価の管理、そして PPP 契約の期日前失効のリスク緩和も含まれている。
- ③概略は国際競争入札の複数段階を想定して、請負業者選定の方法も規制している。複数段階入札には、まず予備審査の段階があり価格札の開封がある。その後、社会的利益に最もふさわしい応札が分析されプロジェクトが落札される。
- ④概要は応札者、その後落札者が支払うべき保証金を定めている。保証金は応札維持保証金、融資組成の完了の保証金、事業実施の保証金、主なサービス実施の保証金となる。
- ⑤概要は PPP 契約締結日より 6 カ月の期間となる融資組成の完了が行われる方法を定めている。この期間は、それぞれ 3 カ月の連続 2 期の延長が認められるとされる。融資組成の完了では、資金獲得の可能性を証明するか融資の確約の証明が必要となる。
- ⑥概要は、発注当局（運輸省）がプロジェクト落札者と締結するものを PPP 契約としている。この契約には次のような条件が盛り込まれるものとされる。
 - (i) 1 年延長可能な 15 年の期間
 - (ii) 主要事業、必須の付随事業、任意の付随事業の具体的な特定
 - (iii) 請負業者により開始された事業の実施の特定

⁸概略は <http://ppp.vialidad.gov.ar/wp-content/uploads/2017/11/Resumen-Ejecutivo-de-Estructura-Contractual-PPP-RARS-Publicada.pdf> で閲覧できる。

- (iv) 投資の期間と様々な達成段階の特定
- (v) 主要事業及び主要サービスに対する対価
- (vi) 適用される罰金と制裁
- (vii) 論争解決のメカニズム、これは条件書から生じる論争の場合は連邦行政裁判所となり、PPP 契約から生じる論争の場合は所在地未定の仲裁裁判所となる
- (viii) 前に説明されたリスクマトリックスに応じたリスクの分配
- (ix) 投資の償却を得る権利を落札者に認めることに主な焦点を置いた、期日前失効による責任所在

概要は PPP 契約の融資スキームについても短く触れている。「道路回廊」プロジェクトのために考えられた融資構造は主に、民間業者による資金獲得と定められた対価を通じた報酬に集中している。同様に国は、将来の投資家や応札者が長期の契約に投資するのに十分なバックアップを得られるように、発注当局からの保証金も想定した。

その保証金は、軽油税を財源としてプロジェクトごとに特定のパーセンテージや比率が定められる、用途特定信託基金の創設を通じて確保されている。同様に、追加資金投入が必要になった場合には、国が予定する特別予算項目から年に1度確保されると見られる。

3.2.16 PPP 契約の草案

PPP チームは 2017 年末、第 1 段階で予定された事業が落札された後で交渉される PPP 契約の草案を公表した。

この契約の主なガイドラインを次に強調する。

- ①国が締結する国際条約を含むアルゼンチン法制を契約に適用可能な法制と定めている。同様に法律第 27,328 号、政令第 118/17 号、2018 年度予算法及びプロジェクトの枠内で締結される契約も、適用可能な法制とみなされることになる。
- ②PPP 契約は PPP 契約本文、特記技術仕様書、一般技術仕様書、一般条件書、特記条件書、道路信託契約、相互保証契約から構成されると示されている。
- ③PPP 契約の目的は（入札されたそれぞれのプロジェクトに応じて定義される）道路回廊の設計、建設、拡張、改善、修理、改装、運営、維持、商業的利用である。目的は広範で、請負業者が投じた資金を回収するための一定の期間も事業用、権利の委譲用に想定されている。
- ④請負業者は「PPP 契約実施」を唯一の企業目的としてアルゼンチン共和国に登録された株式会社である、と想定されている。同様に PPP 契約は、請負業者が会社設立と維持に必要なあらゆる経済的、法的条件も満たしたとみなす。
- ⑤請負業者への対価支払いのための信託設立が定められている。支払いに関しては、必

要な場合に条件書で想定された期間ごと（年に 1 回）に、国が行う臨時拠出についても規制されている。

⑥PPP 契約は、のちに決定される仲裁裁判所の管轄拡張を想定している。仲裁裁判所の所在地はブエノスアイレスと定めているが、請負業者が外国企業の管理下にある場合は外国でも可能とされる。さらに国連国際商取引法委員会の仲裁規則が適用されることになる。紛争裁定委員会や、その決定に委ねられない論争は仲裁にかけられる可能性があると考えられる。

⑦PPP 契約は、必須及び任意の付随事業の実施、PPP 契約履行の監督管理、公益を理由とした期日前失効といったことを発注当局の権限として留保している。

⑧発注当局の欠陥事業、主要事業の削減や公益を理由とした PPP 契約の終了による請負業者への賠償が想定されている。

⑨発注当局は事業に関連する資材を管理し取得しなければならず、さらに環境、社会関連の許可の取得において請負業者と協力しなければならないとされる。

⑩請負業者に次のような権利が認められている

- (i) 特定の方法、期日、金額により事業やサービスの対価を受け取ること
- (ii) 為替レートなど特定の価値の上昇があった場合に投資と為替差益による支払いを受け取ること
- (iii) 義務事項を遂行するために期間延長の手続きをすること、しかしこの延長が正当な理由を持つ場合に限り

⑪PPP 契約は次のような請負業者の義務を定めている

- (i) 入札書類で決められた事業を実施すること
- (ii) 特定の方法と期間に合意されたサービスを提供すること
- (iii) 合意されたサービスを行うために必要な環境認可や許可を取得すること
- (iv) 融資組成の完了のために必要な資金を管理し獲得すること
- (v) 必要な保険を取得し管理すること
- (vi) 資産を保管すること
- (vii) 入札書類で求められた補償金の手続きを行い、これを維持すること
- (viii) プロジェクトの全進展を発注当局に報告すること

⑫PPP 契約締結日から数えて 15 年間で有効期間と想定している。この期間は発注当局の選択により 1 年延長できるとされる。

⑬事業実施のための下請けが認められている。そのためには発注当局が、締結される契約に対する同意をする必要がある。同様に、請負業者は下請け業者のリストを作成し更新する必要があり、そのリストは発注当局が自由に見られなければならないとされる。

⑭下請けをする際には請負業者は国内企業を優先し、国内企業の中では中小企業を優先すると想定されている。

⑮請負業者は労働法制及び社会保険法制を遵守しなければならず、従業員に関連して発生しうる損害の唯一の責任者となると規定されている。

⑯PPP 契約の対象となる資産を、請負業者が取得する方法を定めている。そのためには発注当局と請負業者の間で資産の状態、使用状況を定めた所有証明書を作成し、棚卸を行う必要がある。これらの資産は、取得日以降請負業者により管理されなければならない、何らの課税の対象にもなりえないものとされる。

不動産の場合は、収用と収用補償の支払いは発注当局の責任とされる。請負業者は資産収用の遅れに対する責任はないものとされる。

⑰道路回廊の維持サービスと、利用から発生する権利と義務も想定している。この意味において、請負業者は回廊の利用を利用者に保障し、利用者対応のシステムを持つことが義務付けられている。

⑱事業の引き渡しができるように行われなければならないかを規定している。そのために発注当局が、実施された方法を監督するための事業仮引き渡しを行うことができると規定している。当事者間の合意を通じて、または事業仮引き渡しから 15 日以内に発注当局からの所見がなかった場合は、事業の最終的な受け取りが行われたとみなされる。

⑲PPP 契約は前述のリスクの分配を複製している。したがってリスクの予防と緩和の方法はどれか、それぞれのリスクを負う者は誰か、可能性のある補償は何かを明確に規定している。

⑳請負業者が設定すべき事業保証金、融資組成の完了の保証金、主要サービスの保証金を想定している。これらの保証金は請求払いでなければならない、銀行預金、保証小切手、証券の預け入れ、銀行保証金、信用状または抵当保険で設定しても良いとされる。

㉑PPP 契約実施期間中を通じて契約が経済的・金融的バランスを維持する必要性を定めている。あらゆる不均衡を避けるため、PPP 契約は取るべき手順を定めている。

㉒請負業者の不履行に対し発注当局が定めることのできる罰金と制裁を規定している。資産的、技術的、解釈上の他の問題と同様に、罰金と制裁も紛争裁定委員会のチェックを受けるものとされる。

㉓請負業者が新たな請負業者に義務事項の全部、または一部を譲渡することができる想定しているが、以下の PPP 契約で想定された全ての条件が満たされた場合に限る。

- (i) 戦略的な株主の存在
- (ii) 20%以上の経過
- (iii) PPP 契約の監査機関による正当な見解
- (iv) 契約条件全ての明示された受け入れ

②4 PPP 契約は以下の失効方法を規定している。

- (i) 期間満了
- (ii) 相互の合意
- (iii) 発注当局側の理由
- (iv) 請負業者側の理由
- (v) 不可抗力
- (vi) 公益による理由

②5 発注当局側の理由としては、以下があり得る。

- (i) 対価支払いの不履行
- (ii) 受託者からの不履行
- (iii) 仲裁裁定の不履行

②6 請負業者側の理由としては、以下があり得る。

- (i) 融資組成の完了の不履行
- (ii) 請負業者の会社目的の改変
- (iii) 発注当局の同意なしの戦略的株主としての持ち株の譲渡
- (iv) 許可なしの PPP 契約譲渡
- (v) 発注当局から請負業者に授与された資産を許可なく処分すること
- (vi) 保証金、保険、下請け、事業の実施、サービス、投資諸段階の達成の不履行
- (vii) プロジェクトの放棄
- (viii) 紛争裁定委員会の提言の不履行
- (ix) 借入れ条件の不履行

②7 PPP 契約は、以下の出資機関に授与することのできる保証を定めている

- (i) PPP 契約から発生する諸権利
- (ii) 諸契約から発生する諸権利
- (iii) 請負業者の株式

4. PPP 契約に関する外国における経緯

4.1 ペルー

2008 年ペルー共和国において、民間投資促進プロセスを迅速化する目的で PPP 枠組み法が公布された。この法律は 2008 年 5 月 13 日公布の政令第 1012 号である。2014 年には、2014 年 5 月 31 日公布の大統領令第 127-2014-EF 号を通じ、政令第 1012 号の施行細則が承認された。

最終的に、2015年9月25日「PPP及び実施中のプロジェクトを通じた民間投資促進の枠組み政令」と呼ばれる政令第1,224号が承認された。2015年12月27日には、政令第1,224号の施行細則となる大統領令第410-2015-EF号が承認された。

ペルーには他にもPPPに関する法規があるが、上記2法がペルーにおける関連法規の範囲を理解する上で基本的なものである。1996年以降、ペルーにはPPPに関する法制があったが、進展や大規模プロジェクトが実施され始めたのは2008年の政令第1,012号の枠内でのことだった。2015年以降は政令第1,224号の枠内でプロジェクトが方向付けられている。

PPPは「現行の法的枠組みにより認められた契約メカニズムの下で公共インフラを創設、開発、改善、運営または維持したり公共サービスを提供したりすることを目的として、経験、知識、機材、技術を組み込み、優先的に民間のリスクと資源が分配される民間投資の参加方法」⁹と理解されている。PPPプロジェクトの中では、委託、運営維持、管理その他の契約形態のプロジェクトがある。

ペルーにおけるPPP契約の対象プロジェクトは、公共インフラまたは公共サービスのものとみられる。公共インフラのプロジェクトはインフラの設計、建設、融資、運営、維持及び譲渡のプロジェクトが考えられる。一方で公共サービスの枠組みの中でのプロジェクトは、公共インフラの管理維持のためのものである¹⁰。

規制法第224号はその第30条で、公共インフラや公共サービスに関連するサービスの展開のためのプロジェクトが応用研究や技術革新をもたらすとも想定している。

現在、ペルーのプロジェクトリストには以下が含まれている¹¹。

- (i) 道路輸送
- (ii) 鉄道プロジェクト
- (iii) 電気及び炭化水素プロジェクト
- (iv) 通信技術
- (v) 不動産建設
- (vi) 医療プロジェクト
- (vii) 港湾、水路プロジェクト
- (viii) 鉱業プロジェクト

2011年半ばから2017年初頭までのプロジェクト総額は160億ドルに上る。

PPP契約に関するペルー法制の中心的なガイドラインは、アルゼンチン法制で想定されているものと似ている。

⁹ <https://www.mef.gob.pe/es/obras-por-impuestos?id=3971>

¹⁰ 政令第1224号第11条。

¹¹ <http://www.proyectosapp.pe/modulos/JER/PlantillaStandard.aspx?are=0&prf=2&jer=5902>

求められている価値観は以下のとおりである。

- (i) 競争と公平な扱い
- (ii) 評価、展開、実施及びアカウンタビリティにおける透明性
- (iii) 成果重視
- (iv) プロジェクトの計画化
- (v) 国の支払い能力（第4条）

一方、ペルー法制における PPP 契約の特徴として注目されるのは以下のとおり。

- (i) 発注当局と落札者の間にリスクの分配があること
- (ii) 民間企業が投資の回収、または償却のできる長期契約の締結
- (iii) プロジェクト実施のために落札者が自ら、または第三者を通じて融資を提供する可能性

PPP の構造は次のようなものである。

- (i) 公益を満たす必要性を含む、このスキームの下で実施されるプロジェクト計画の立案と作成
- (ii) プロジェクトの設計と評価の公式化
- (iii) プロジェクトの構成、経済・金融構造、契約の設計
- (iv) 競争的選択のメカニズムを通じた請負業者の選定
- (v) 契約の実行¹²

プロジェクト実施のための融資獲得方法に関して、PPP は自立型または協調融資型がある。自立型は通行料を通じて利用者が支払う料金、税金その他の集金方法を通じて資金が調達されるものである。協調融資型は国の資源に関連する金融保証、または非金融保証を通じて資金を調達するという特徴がある。

ペルーの PPP 契約の特徴は、第1に継続期間が長いことである。この類の契約は最高60年までの期間とすることができるとされる。この期間には契約のあらゆる拡張や延長も含まれる。民間企業から生まれたプロジェクトの場合は、最低継続期間は10年とされる¹³。

同様に民間企業の役割は主に建設、設計、融資、運営や維持に集中しているものとされ、これによりプロジェクト実施のリスクが大方の場合、民間企業の責任下にあることが注目される。

発注当局は公益の目的の定義、価格政策及びプロジェクト遂行の責任を負うものとされる。PPP の構造に応じて、発注当局が事業の資金調達のリスクを負う可能性もあり得るとされる。

ペルーでは融資は民間企業の負担となり、選択されたパートナーシップの構造に応じて、全負担または部分負担になるとされる。資金調達が基本的に民間企業から行われるこのようなケースでは返済メカニズムがあるべきで、それは国債を通じて、または利用者からの支払いから直接準備

¹²第1224号政令第14条。

¹³第1224号政令第19条。

されることになる。

リスク分配に関しては、プロジェクトに応じて行われ、契約を構成する際にリスクが予防または緩和されなければならないとされる。

論争解決メカニズムに関しては、政令は仲裁手段または仲裁人が含まなければならないと想定している。当事者はまた、論争を紛争解決委員会にかけることもできるとされる。

応札や事業実施の保証として、民間企業が払わなければならない様々な保証金についても想定されている。

4.2 チリ

チリにおける PPP に関する最初の試みは、1991 年に承認された法律第 19,068 号で想定された委託システムの枠組みにおいてのことであった。委託システムはチリにおいて前向きに進展し、こうした公共と民間の提携が繁栄するために必要な法的枠組みが整備された。

チリでは、PPP は経済活動拡大だけでなく国際競争力、地方分権化や包摂の増強にも焦点を当てていた¹⁴。

法律第 19,068 号とその改正法は、以下のようないくつかの軸に基づいている。

- (i) 応札業者の参加を拡大する可能性
- (ii) 料金水準と構造、委託期間、少ない補助金、応札者のコミットメントの度合いに応じた技術札及び価格札の透明性評価
- (iii) 委託業務と引き受けられた義務事項遂行保証金の譲渡
- (iv) 友好的な解決に至るための調停委員会の設立、及びその解決が失敗に終わった場合の仲裁への服従
- (v) 契約の修正及び発注当局の突発的な行為に対する補償
- (vi) 未償却分の投資を認めた上での、大統領による期日前終了の可能性

適用しうる法制で想定されている主な特徴に関しては、公共事業省が契約書類の準備を担当するとされることが注目される。プロジェクトの設計も契約書類も柔軟であり、それぞれのプロジェクトに適應することができることとされ、契約遂行にもこの特徴が留保される。

発注当局はまた、公益を理由としてプロジェクトを変更する可能性も有し、それには契約条件の変更も含まれる。同様に、発注当局と選定プロセスに参加する民間企業との間に厳密なリスクの分配が存在することも必要不可欠であろう。一般原則として、プロジェクト独自の契約リスクの大半を負うのは被委託者である。

¹⁴ <http://www.concesiones.cl/publicacionesyestudios/Documents/Juan%20Eduardo%20Saldivia.pdf>

契約書類には、行われる応札とプロジェクト実施に必要となる保証金も含まれるとされる。同様に法律第 19,068 号とその改正法は、民間業者が事業実施のための責任保険を契約しなければならないことも規定している。

発注当局の権限に関しては、発注当局は変更による被害を民間企業に対し認めたと上で、プロジェクトの変更をすることができるかとされる。発注当局は監査、検査と監視の権限も持つとされる。発注当局は落札者に制裁や矯正を課することができるかとされる。

発注当局と落札者の関係に関しては、この関係は公法法規に支配されるものとされる。一方で、被委託者と第三者との関係から生まれる権利と義務は民法法規に支配されるものとされる。

この法的枠組みの中で、プロジェクトは銀行入金を通じて及び債券発行といった様々な方法で資金が調達された。同様に国は最低収入、収入の共同参加、為替相場の保証、収入分配メカニズム、現在価値メカニズム、公共事業特別抵当、インフラ債券の保証を通じて事業実施を支援してきた¹⁵。

委託への投資額の合計は 1994 年から 2015 年の間で 160 億ドルと見積もられている。投資は主に電気、輸送と水のインフラプロジェクトに集中している。これらのプロジェクトには鉱業部門の事業実施も含まれている。例として挙げると、事業の大半は道路インフラ、公共施設建設と空港における事業であった。それとは別に港湾、鉄道と医療企業に関する委託例もある。

同様に法律第 19,068 号は、プロジェクトから発生する権利に関する移転禁止抵当を通じた金融業者保護も想定している。また払込資本金と銀行準備金の 15%増しを限度として、自然人または法人に貸し付けを行う可能性も想定している。資金調達保証は権利譲渡や株式譲渡を通じて行うこともできるとされる。

5. 主要当事者

次のリストは、経歴とプロフィールに応じてアルゼンチンのインフラ部門、特に PPP 契約に関して重要な当事者となる可能性のある企業の、確定ではなく情報提供的なリストである。

¹⁵ <http://www.concesiones.cl/publicacionesyestudios/Documents/Juan%20Eduardo%20Saldivia.pdf>

企業名	国籍	主要業種	ウェブサイト
Grupo TECHINT	イタリア・アルゼンチン	- 金属工業 - エンジニアリング - インフラ - 医療	http://www.techint.com/
ELECTROINGENIERIA	アルゼンチン	- エンジニアリング - インフラ - 衛生設備	http://grupoeling.com/
IECSA	アルゼンチン	- エンジニアリング - 建設	http://www.grupoods.com.ar/iecsa.php
CORPORACIÓN AMÉRICA	アルゼンチン	- 空港管理 - アグロインダストリー - 銀行 - エンジニアリング - インフラ	https://www.corporacionamerica.com/
ESUCO	アルゼンチン	- 金属工業 - エンジニアリング - 建設	http://www.esucosa.com.ar/esuco.html
CARTELLONE	アルゼンチン	- インフラ - エンジニアリング	http://www.cartellone.com.ar/esp/
ROVELLA CARRANZA	アルゼンチン	- インフラ - エンジニアリング	http://www.rovellacarranza.com.ar/
JCR	アルゼンチン	- インフラ - エンジニアリング	http://www.jcrsa.com.ar/
GRUPO ROGGIO	アルゼンチン	- インフラ - 関連サービス	http://www.roggio.com.ar/
CHEDIACK	アルゼンチン	- インフラ - エンジニアリング - 関連サービス	http://www.chediack.com.ar/
SUPERCEMENTO	アルゼンチン	- インフラ - エンジニアリング - 建築設計	http://www.supercemento.com.ar/
PANEDILE	アルゼンチン	- エンジニアリング - インフラ - 衛生設備	http://site.panedile.com/
GENERAL ELECTRIC	アメリカ	- 配電 - オートメーション - 関連サービス及びインダストリアル・ソリューション	https://www.ge.com/
COARCO	アルゼンチン	- エンジニアリング - インフラ - 建設	http://www.coarco.com.ar/
SIEMENS	ドイツ	- 配電 - オートメーション - 関連サービス及びインダストリアル・ソリューション	https://www.siemens.com/global/en/home.html
CONTRERA HERMANOS	アルゼンチン	- エンジニアリング - インフラ	http://www.contreras.com.ar/
EQUIMAC	アルゼンチン	- インフラ - 関連サービス	http://www.equimacsa.com/home.php
COMSA	スペイン	- インフラ - エンジニアリング - 関連サービス - ロジスティック・機械	http://www.comsa.com/web/comsawp/home
GANCEDO	アルゼンチン	- 建設	--

DYCASA	アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> - 農業 - エンジニアリング 	http://dycasa.com/
VIALMANI	アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> - 建設 	--
PIETROBONI	アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> - 建設 - 関連サービス 	http://lppietroboni.com.ar/index.php
GREEN	アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> - 農業 - インフラ 	
DURO FELGUERAS	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング - 産業機器 - 関連サービス 	http://www.dfdurofelguera.com/
TEYMA ABENGOA	アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング - 関連サービス 	http://teyma-abengoa.com.ar/
KOPEX	ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング、鉱山設備 - 関連サービス 	http://www.kopex.com.pl/
ASTALDI	イタリア	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - エンジニアリング 	http://www.astaldi.com/
Grupo VINCI	フランス	<ul style="list-style-type: none"> - 建設 - エンジニアリング - 関連サービス 	http://www.vinci-construction.com/es/group
ACCIONA	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - エンジニアリング - 関連サービス 	
OHL	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - エンジニアリング - 関連サービス - 不動産開発 	http://www.ohl.es/
HOCHTIEF	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - エンジニアリング 	http://www.hochtief.com/hochtief_en/0.jhtml
CAMARGO CORREA	ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> - セメント - 運輸委託 - エンジニアリング - 建設 - 不動産会社 - 繊維 - 造船業 	http://www.camargocorrea.com.br/es/
ANDRADE GUTIERRES	ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング - 建設 - 運輸・ロジスティック - エネルギー 	http://www.andradegutierrez.com.br/
Grupo ACS	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - 関連サービス 	http://www.grupoacs.com/
BECHTEL	米国	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング - インフラ - 鉱業 - エネルギー 	http://www.bechtel.com/
COLAS GROUP	フランス	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - 関連サービス 	http://www.colas.com/en/group/profile#
SACYR	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - インフラ - 関連サービス 	http://www.sacyr.com/es_es/default.aspx
ABENGOA	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - 再生可能エネルギー - インフラ - 関連サービス 	http://www.abengoa.es/web/es/

TECNICAS REUNIDAS	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - エンジニアリング - 工業プラント建設 - 関連サービス 	http://www.tecnicasreunidas.es/es/
DRAGADOS	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> - 建設及びインフラ - 関連サービス 	http://www.dragados.com/

6. 結論

アルゼンチンは、法制に PPP 契約関連の規定を組み込むことで、国によるインフラ事業の開発に関して大きな進歩を遂げてきている。この類の契約によって中央政府は（そして州政府や市政府も）、融資と予算的な問題から実現不可能だった大規模事業を実施することができるとみられる。通信、エネルギー、輸送、教育や医療といった公共インフラの現状を考えると、アルゼンチンは他の中南米諸国に比べて遅れており、その発展のためには民間投資が鍵になる。プロジェクトの始動により生まれる投資機会は非常に重要になるとみられ、この分野では今後 5 年間に 250 億ドル以上の直接投資が見込まれる。

アルゼンチン市場は投資の範囲を拡張し、重要なプロジェクトをアルゼンチンで展開し始めようとしている共同事業体や多国籍企業にとって魅力的な市場になるだろう。PPP 契約に関する現行法制は、この契約スキームの下実施されるプロジェクトへの投資を決断するための、法的な安全性と公平な紛争解決の十分な保障を投資家に提供しているように思える。

以上の見解及び分析により、日本人投資家がエネルギーと輸送の部門に焦点を当てた入札プロセスへの参加に大きな関心を持つことを期待する。

【免責事項】当該資料作成には、できる限り正確を期すよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様の判断で行って頂きますようお願い申し上げます。独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

アルゼンチンにおけるPPP及びインフラ市場動向に関する調査報告
 運輸・エネルギー分野
 2017年 12月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）ものづくり産業部 環境・インフラ課
 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
 Tel. 03-3582-5542